

令和 7 年 1 月 17 日 開会
令和 7 年 1 月 17 日 閉会

第 437 回

長野県議会（臨時会）

会 議 録

第437回長野県議会（臨時会）会議録目次

1月17日（金曜日）

応招議員の席次及び氏名	1
開 会 午前11時	
会議録署名議員決定の件	5
新任理事者の紹介	
選挙管理委員会委員長 丸 山 昇 一 君	6
諸般の報告	6
説明のため議会へ出席を要求した者の氏名	
現金出納検査結果	
会期決定の件	6
知事提出議案の報告	6
第1号より第9号まで	
提出議案の説明	
知 事 阿 部 守 一 君	7
休 憩 午前11時12分	
再 開 午後1時	
諸般の報告	9
人事委員会意見回答	
知事提出議案に対する質疑	
共 田 武 史 君	10
花 岡 賢 一 君	15
清 水 正 康 君	21
川 上 信 彦 君	25
毛 利 栄 子 君	31
知事提出議案委員会付託	36
第1号より第9号まで	
休 憩 午後2時40分	
再 開 午後5時40分	
委員会審査報告書提出報告	37
県民文化健康福祉委員長報告	

委員長 小山 仁志 君.....	37
産業観光企業委員長報告	
委員長 宮下 克彦 君.....	38
農政林務委員長報告	
委員長 中川 博司 君.....	38
危機管理建設委員長報告	
委員長 大畑 俊隆 君.....	39
環境文教委員長報告	
委員長 花岡 賢一 君.....	39
総務企画警察委員長報告	
委員長 寺沢 功希 君.....	40
閉 会 午後5時49分	

令和 7 年 1 月 17 日

長野県議会（臨時会）会議録

第 1 号

令和 7 年 1 月

第437回長野県議会（臨時会）会議録（第1号）

令和7年1月17日（金曜日）

応招議員の席次及び氏名

1 番	飯	田	市	竹	村	直	子
2 番	安	曇	野	小	林	陽	子
3 番	上	田	市	林		和	明
4 番	長	野	市	勝	山	秀	夫
5 番	長	野	市	グ	レ	ー	ト
6 番	大	町	市	奥	村	健	仁
7 番	松	本	市	青	木		崇
8 番	上	伊	那	垣	内	将	邦
9 番	飯	田	市	早	川	大	地
10 番	東	御	市	佐	藤	千	枝
11 番	塩	尻	市	丸	山	寿	子
12 番	須	坂	市	小	林	君	男
13 番	松	本	市	勝	野	智	行
14 番	長	野	市	加	藤	康	治
15 番	松	本	市	小	林	あ	や
16 番	上	伊	那	清	水	正	康
17 番	伊	那	市	向	山	賢	悟
18 番	上	田	市	山	田	英	喜
19 番	佐	久	市	大	井	岳	夫
20 番	茅	野	市	丸	茂	岳	人
21 番	佐	久	市	花	岡	賢	一
22 番	長	野	市	望	月	義	寿
23 番	長	野	市	山	口	典	久
24 番	佐	久	市	藤	岡	義	英
25 番	下	伊	那	川	上	信	彦
26 番	東	筑	摩	百	瀬	智	之

27	番	佐		久		市		小	山	仁	志
28	番	千		曲		市		竹	内	正	美
29	番	諏		訪		市		宮	下	克	彦
30	番	木	曾	郡	木	曾	町	大	畑	俊	隆
31	番	安		曇	野		市	寺	沢	功	希
32	番	岡		谷			市	共	田	武	史
33	番	長		野			市	高	島	陽	子
34	番	千		曲			市	荒	井	武	志
35	番	長		野			市	埋	橋	茂	人
36	番	塩		尻			市	続	木	幹	夫
37	番	松		本			市	中	川	博	司
38	番	松		本			市	両	角	友	成
39	番	上		田			市	清	水	純	子
40	番	諏	訪	郡	富	士	見	小	池	久	長
41	番	伊		那			市	酒	井		茂
42	番	須		坂			市	堀	内	孝	人
43	番	南	佐	久	郡	小	海	依	田	明	善
44	番	小		諸			市	山	岸	喜	昭
45	番	中		野			市	小	林	東	一
47	番	岡		谷			市	毛	利	栄	子
48	番	長		野			市	和	田	明	子
49	番	北	安	曇	郡	池	田	宮	澤	敏	文
50	番	中		野			市	丸	山	栄	一
51	番	飯		田			市	小	池		清
52	番	飯		山			市	宮	本	衡	司
53	番	長		野			市	西	沢	正	隆
54	番	長		野			市	風	間	辰	一
55	番	駒		ヶ	根		市	佐	々	祥	二
56	番	松		本			市	萩	原		清
57	番	上	水	内	郡	信	濃	服	部	宏	昭

欠員（1名）

出席議員（56名）

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇 一 郎
危機管理監兼危機管理部長 前 沢 直 隆
企画振興部長 中 村 徹
企画振興部交通政策局長 小 林 真 人
総 務 部 長 渡 辺 高 秀
県民文化部長 直 江 崇
県民文化部こども若者局長 高 橋 寿 明
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 諏 訪 孝 治
産業労働部長 田 中 達 也
産業労働部営業局長 合 津 俊 雄
観光スポーツ部長 加 藤 浩

農 政 部 長 小 林 茂 樹
林 務 部 長 須 藤 俊 一
建 設 部 長 新 田 恭 士
建設部リニア整備推進局長 室 賀 荘 一 郎
会計管理者兼会計局長 尾 島 信 久
公営企業管理者企業局長事務取扱 吉 沢 正
財 政 課 長 新 納 範 久
教 育 長 武 田 育 夫
教 育 次 長 米 沢 一 馬
教 育 次 長 曾根原 好 彦
警 察 本 部 長 鈴 木 達 也
警 務 部 長 長 瀬 悠
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 渉
議 事 課 長 矢 島 武
議事課企画幹兼課長補佐 山 本 千 鶴 子

議事課担当係長 萩 原 晴 香
議 事 課 主 査 山 田 淳 貴
総 務 課 主 任 東 方 啓 太

午前11時開会

○議長（山岸喜昭君）ただいまから第437回県議会を開会いたします。

知事から招集の挨拶があります。

阿部知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）本日、令和6年度一般会計補正予算案など6件の補正予算案及び関連する条例案を御審議いただくため1月県議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出議案につきましては後刻御説明を申し上げますが、何とぞよろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶いたします。

令和7年1月17日（金曜日）議事日程

会議録署名議員決定の件

会期決定の件

知事提出議案

各委員長の報告案件（日程追加）

本日の会議に付した事件等

会議録署名議員決定の件

新任理事者の紹介

諸般の報告

会期決定の件

知事提出議案

諸般の報告

各委員長の報告案件

午前11時1分開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、会議録署名議員決定の件、会期決定の件及び知事提出議案であります。

●会議録署名議員決定の件

○議長（山岸喜昭君）次に、会議録署名議員決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名議員は議長指名により決定いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議ありませんので、川上信彦議員、百瀬智之議員、小山仁志議員を指名いたします。

●新任理事者の紹介

○議長（山岸喜昭君）次に、新任の県理事者を紹介いたします。

丸山昇一選挙管理委員会委員長。

〔選挙管理委員会委員長丸山昇一君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（丸山昇一君）私は、昨年12月13日、当議会において選挙いただきました選挙管理委員会の委員4名の互選によりまして委員長に就任いたしました丸山昇一でございます。

選挙いただきました委員を代表いたしまして御挨拶と御礼を申し上げたいと存じます。

私たち4名は、最善の努力をもって、選挙に関わる事務の適正な管理執行と明るい選挙の推進等、選挙管理委員会の職責を果たしてまいります。どうぞよろしく御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、選任の御礼と御挨拶とさせていただきます。

●諸般の報告

○議長（山岸喜昭君）次に、諸般の報告は、お手元に配付したとおりであります。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「2 諸般の報告」参照〕

●会期決定の件

○議長（山岸喜昭君）次に、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の意見を徴した結果、本日1日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

●知事提出議案の報告

○議長（山岸喜昭君）次に、知事から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

令和 7 年 1 月 17 日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県知事 阿 部 守 一

令和 7 年 1 月長野県議会臨時会議案提出書

議案を別紙のとおり提出します。

- 第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 5 号）案
- 第 2 号 令和 6 年度長野県県営林経営費特別会計補正予算（第 1 号）案
- 第 3 号 令和 6 年度長野県総合リハビリテーション事業会計補正予算（第 2 号）案
- 第 4 号 令和 6 年度長野県流域下水道事業会計補正予算（第 1 号）案
- 第 5 号 令和 6 年度長野県電気事業会計補正予算（第 1 号）案
- 第 6 号 令和 6 年度長野県水道事業会計補正予算（第 1 号）案
- 第 7 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 8 号 長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 9 号 長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

〔議案等の部「1 議案」参照〕

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

次に、お手元に配付いたしましたとおり、地方自治法第122条及び地方公営企業法第25条の規定に基づき知事から予算説明書の提出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

●知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）ただいま報告いたしました知事提出議案を一括して議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

阿部守一知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）ただいま提出いたしました議案の概要につきまして、御説明を申し上げます。

提出いたしました議案は、令和 6 年度一般会計補正予算案など予算案 6 件、条例案 3 件です。

今回の補正予算案は、昨年暮れに成立した国の補正予算を最大限活用し、長期化する物価高に引き続き対応するとともに、ゼロカーボンの加速化の取組、災害等から県民の生命を守る取組、人口減少社会に対応するための生産性向上や医療・介護等の提供体制の整備等の取組を速

やかに推進していくために編成いたしました。

補正予算案は、一般会計810億7,982万円、特別会計85万3千円、企業特別会計7,468万7千円であります。

主な内容としては、まず、長期化する物価高から県民の皆様の暮らしと県内産業を守るための取組を進めてまいります。国の支援の対象とならない住民税所得割非課税世帯を対象として1世帯当たり2万円、加えて子育て世帯には子ども一人当たり2万円を支給するとともに、児童扶養手当の支給対象となるひとり親世帯に対しては、子ども一人当たり1万円を支給します。また、信州こどもカフェの運営支援、フードバンク団体を通じた食料品等の配布、県立学校・私立学校の給食費支援を行い、食料価格の高騰に直面する子育て世帯を応援します。「生活就労支援センター（まいさぽ）」での配布物資に新たに灯油等の燃料油を追加するほか、世帯年収200万円未満又は住民税非課税世帯のうち希望する世帯に対しては、いわゆる「ガソリン券」を配布し、生活にお困りの方をサポートします。なお、県内ガソリン価格が恒常的に高値となっていることについては、昨日実施した長野県石油商業組合との意見交換も踏まえ、石油販売事業者に対して一層の自助努力を促すとともに、商工団体等の関係者にも参加いただく検討会を設置し、効果的な対策を検討してまいります。あわせて、LPガスの利用者及び特別高圧電力を受電する中小企業等の利用料金や、社会福祉施設・医療機関等の光熱費等、畜産農家やきのこ生産者の生産資材費等を支援します。

ゼロカーボンの加速化については、省エネ性能の高い家電製品の購入を支援する信州省エネ家電購入応援キャンペーンを本年8月まで延長するほか、電気自動車の充電インフラ整備を助成します。また、新たに交通事業者の電気バス導入を支援します。

災害等から県民の生命を守るため、エアベッド、簡易テントの備蓄を行うとともに、停電時に電気自動車から避難所へ給電するための装置を10広域に配備するほか、新たにトイレカー等の移動設置型トイレを導入する事業者に助成し、避難所の生活環境改善に取り組みます。また、歯科巡回診療車や歯科医療機器の整備、障がい者が日中活動を行う施設の耐震化、高齢者施設における非常用自家発電設備の整備等へ助成し、災害への備えを一層充実させます。さらに、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を最大限活用し、道路等の老朽化対策、流域治水対策、治山施設の整備、ため池の耐震化などの防災・減災対策を推進するほか、通学路の安全対策、リニア関連道路の整備、農地の区画拡大やかんがい施設の整備等を実施します。

人口減少を乗り越え、活力ある社会を実現するための取組も進めてまいります。産業生産性向上のための支援として、女性・若者等の賃上げと生産性向上に資する設備投資を行う事業者に対して国の業務改善助成金に上乗せ補助を実施するほか、経営構造の転換のための施設整備

や機械導入を行う農林業事業者に助成します。また、工業製品や食品等の輸出拡大を支援するため、海外での展示会に出展する中小企業等への助成や、海外バイヤーを招へいする商談会等を実施します。子育て・教育環境の整備としては、放課後児童クラブを整備する市町村への助成や、特別支援学校のトイレ改修・昇降機更新工事を実施するとともに、公立の小中学校・特別支援学校等での児童生徒一人一台端末の更新を進めます。医療・介護等の提供体制の整備としては、医療提供体制のグランドデザインを踏まえた病床数の適正化を支援するほか、ＩＣＴ機器の導入等による業務負担の軽減・効率化に取り組む医療機関、介護施設等に助成します。

あわせて、大卒初任給を約11パーセント引き上げるなど若年層の給料の引上げに重点を置いた職員の給与改定に要する経費を計上しました。先の11月定例会でお認めいただいたフレックスタイム制の導入や組織風土改革「かえるプロジェクト」の推進と合わせ、若者・女性が働きやすい職場づくりを県として率先して進めてまいります。

以上の一般会計補正予算案の財源として、国庫支出金382億1,605万1千円、県債349億7,200万円、その他地方交付税など78億9,176万9千円を見込み、計上しました。

今年度の一般会計予算は、今回の補正を加えますと1兆960億1,758万8千円となります。

特別会計の補正予算案は、県営林経営費特別会計であります。企業特別会計の補正予算案は、総合リハビリテーション事業など4会計であり、いずれも職員の給与改定に要する補正であります。

条例案は、「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」など、一部改正条例案3件であります。

以上、今回提出いたしました議案につきまして、その概要を申し上げます。何とぞよろしく御審議の程お願い申し上げます。

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時12分休憩

午後1時開議

○議長（山岸喜昭君）休憩前に引き続き会議を開きます。

●諸般の報告

○議長（山岸喜昭君）次に、諸般の報告は、お手元に配付したとおりであります。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「2 諸般の報告」参照〕

●知事提出議案に対する質疑

○議長（山岸喜昭君）次に、知事提出議案につき質疑をいたします。

共田武史議員、花岡賢一議員、清水正康議員、川上信彦議員、毛利栄子議員から質疑の通告がありましたので、発言を許可いたします。

最初に、共田武史議員。

〔32番共田武史君登壇〕

○32番（共田武史君）自由民主党県議団、共田武史です。

本日1月17日は、阪神・淡路大震災から30年を迎える日です。この震災で犠牲となられた多くの方々に、改めて心より哀悼の意を表します。また、震災後、長年にわたり復興に力を尽くされてきた全ての方々に深く敬意を表します。

まず、補正予算編成について全体的な質問をさせていただきます。

令和6年度の国の補正予算は、物価高騰対策、地方経済の活性化、そして安心・安全の確保を3本柱として編成されました。この補正予算は、国全体の景気を下支えしつつ、地方経済や地域社会の安定を図るために大きな役割を果たすものであり、全国的な課題への即応性を評価します。

一方で、地方自治体には、国の政策を単に受け入れるだけでなく、地域の実情に合わせた具体的な施策を講じることが求められます。特に、地方ならではの課題に対応するための柔軟な政策運営が重要です。

長野県では、農業、観光業といった基幹産業の振興、防災・減災対策の推進、高齢化や人口減少といった社会課題への対応が喫緊のテーマであり、これらを反映させることが県補正予算においても重要視されるべきと考えます。

今回の補正予算は、コロナ対策を盛り込んだ令和3年度1月の補正予算以来の大型予算となりました。この背景には、国の補正予算と県独自の政策課題をどのように統合し、地域に適した形で施策を展開していくかという地方自治体の役割があると考えます。地域経済をどのように活性化させるか、あるいは物価高騰の影響をどのように和らげ地域の暮らしを支えるかが問われています。

そこで、今回の県補正予算の基盤となった国の補正予算について、阿部知事としてどのような所見をお持ちでしょうか。また、この補正予算の編成に当たり、阿部知事が特に重視し、念頭に置かれた点について詳しくお聞かせください。

次に、燃料価格高騰への対応について質問いたします。

昨日1月16日からガソリン価格がさらに高騰しています。これは、政府が実施していた燃料

油価格激変緩和補助金の段階的縮小が主な要因です。この補助金は、2024年12月から縮小が始まり、2025年1月16日以降さらに縮小され、全国平均で1リットル当たり10円程度の値上がりが見込まれています。特に、長野県内では、一部地域でガソリン価格が200円を超える状況もあり、県民生活や地域経済への影響が深刻化しています。

燃料費の負担増は、自家用車への依存が高い地域や、農業、物流業界に大きな課題をもたらしています。さらに、長野県は全国で最もガソリン価格が高い地域の一つとして知られており、他地域に比べても県民生活や地域経済への負担が非常に大きい状況です。

こうした中、燃料価格高騰が長期化する可能性を考慮し、迅速かつ効果的な対策が求められます。今回の補正予算に盛り込まれた生活困窮者ガソリン緊急支援事業は、直接支援として一定の意義があると理解しています。しかし、燃料価格の高騰が長期化する可能性がある中で、この支援が十分であるとは言い切れません。特に、中間所得層や地域全体の経済活動への影響を考慮すれば、さらなる取組が必要ではないかと考えます。

また、長野県が全国的にもガソリンが高い理由として、地理的条件や流通コストの高さといった構造的な要因が影響していると指摘されています。昨日、知事は、県石油商業組合と意見交換を行ったとのことですが、こうした要因の分析と抜本的な対策が不可欠です。

そこで、阿部知事にお尋ねします。

今回の支援策、生活困窮者ガソリン緊急支援事業では、対象を生活困窮者に限定していますが、今回の支援で十分と考えているのでしょうか。また、長野県独自のガソリン価格高騰の要因分析と、それを踏まえた中長期的な対策について、併せて知事の御所見を伺います。

次に、道路や河川の防災・減災対策について質問いたします。

自然災害が頻発する中で、防災・減災対策は、県民の生活と財産を守るために不可欠な取組です。長野県では、2020年度から防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を進めてきましたが、今年で最終年度を迎えます。今回の補正予算では、総額810億円のうち約550億円が防災・減災関連事業に充てられ、事業のさらなる進展が期待されます。

これまでの取組では、河川改修、堤防整備、緊急輸送路の確保といった具体的な成果が挙げられています。しかし、事業全体の目標を達成するには至らない分野が残されており、それがどのような理由によるのか、明確にする必要があります。例えば、山間部の河川整備や土砂災害対策の進捗に遅れがあるという指摘や、防災リスクが高まる中で事前対策の不十分さが課題として挙げられています。

さらに、今回の補正予算において、事業規模が大きくなることで建設業界の対応力が限界に近づいているとの声も聞かれます。人手不足や資材価格の高騰といった現場の課題が事業の円滑な進行を妨げる要因となっています。また、県職員の業務負担も増大しており、計画的かつ

効率的な事業執行が求められます。

そこで、新田建設部長に伺います。

安全な道路や河川の確保のため、これまでも補正予算等を計上し、防災・減災対策の取組を進めてきたところでありますが、今回の補正予算を踏まえ、県が掲げる防災・減災対策の目標に対する達成状況と評価について伺います。また、計画的かつ速やかな事業執行が求められますが、どう取り組んでいくのでしょうか。

最後に、医療機関への支援策について笹渕健康福祉部長に質問いたします。

コロナ禍では、医療機関が感染症対応の最前線で重要な役割を果たし、感染拡大防止のために大きな貢献をしました。その一方で、多くの医療機関が経営的な負担を強いられ、資金的な支援を受けながら対応してきたことも事実です。

しかし、コロナ収束後、患者の受診行動の変化、診療報酬改定、物価高騰、人件費高騰といった複合的な要因が重なり、経営環境は一層厳しさが増しています。こうした状況下で、公立・私立を問わず、多くの医療機関が経営難に直面しており、物価高騰対策を含めた支援が欠かせない現状です。

さらに、長野県では、地域医療構想の最終年度を迎えています。この構想では、病床数の適正化や病院機能の分担、公立・私立間の格差是正、さらには病院統合が大きな課題として掲げられてきました。しかし、少子高齢化が急速に進行する中で、医療需要の変化が地域医療に大きな影響を及ぼしており、構想の実現には課題が山積しています。

今回の補正予算に盛り込まれた病床数適正化支援事業は、経営が厳しい医療機関に対し病床削減を条件に支援金を提供するものです。しかし、この施策が地域医療の持続可能性にどの程度寄与するのかについては疑問が残ります。病床削減が医療の質や地域住民の医療アクセスに与える影響を慎重に検討しなければならないと考えます。また、国が進める新たな地域医療構想との整合性をどのように図るのかについても明確なビジョンが求められます。

そこで、今回の補正予算に盛り込まれた物価高騰対策を含めた支援策について、その内容と効果を伺います。また、病床数適正化支援事業による病床削減が地域医療の課題解決にどのようにつながるのか。さらに、現在国が検討を進める新たな地域医療構想とどのように整合を図るのか、伺います。

以上で私の質問の一切とします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には2点御質問を頂戴いたしました。

まず、補正予算編成に関連して、国の補正予算に対する私の所見、そして、私が補正予算の編成に当たって重視し、念頭に置いた点は何かという御質問でございます。

まず、国の補正予算でございますけれども、国の補正予算は、日本経済・地方経済の成長、物価高の克服、国民の安心・安全の確保を柱に編成されたところであります。人口減少社会に対応した生産性の向上、省力化の支援や、現下の課題であります物価高対応としての重点支援地方交付金の措置、さらには本県としても地震防災対策強化アクションプランを策定して取り組んでおります避難所環境整備等に活用することができる新たな交付金、具体的には新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）であります。こうしたものの創設など、私たち地方が抱えている課題に対して時宜を得た内容となっている予算であるというふうに評価しているところでございます。

また、本県の補正予算編成に当たって重視、念頭に置いた点についてという御質問でございますが、まずは国のこうした補正予算をしっかりと有効に生かして現在の長野県が直面している様々な課題に対応しようということを心がけさせていただきました。

まず、継続している物価高騰局面の中で、所得が少ない方、あるいは価格転嫁が難しい事業者をはじめとして、大きな影響を受けている方々に対するきめ細やかな支援を行おうということで取り組んでまいりました。

また、激甚化、多発化している気候変動に伴う風水害やいつ起きるか分からない地震災害への備えを、昨年度の能登半島地震の教訓も踏まえて策定した地震防災対策強化アクションプランの内容も踏まえつつ、一層充実させようということで施策をまとめました。

また、こうしたことに加えて、ゼロカーボンによるエネルギー転換や人口減少社会を見据えた生産性の向上など、中長期的な視点を持ちながらも直ちにに取り組んでいくべき施策を含めて計上させていただいたところでございます。御議決をいただければ、速やかな執行に努めて、早く効果を上げられるように取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、燃料価格高騰への対応ということで、生活困窮者ガソリン緊急支援事業を講じさせていただきましたが、今回の支援で十分と考えているのか。また、本県のガソリン価格高騰の要因分析とそれを踏まえた中長期的な対策についての所見という御質問でございます。

まず、生活困窮者ガソリン緊急支援事業につきましては、ガソリン価格の高騰でより大きな影響を受けていると考えられます低所得の世帯に対していわゆるガソリン券を配付しようというものであります。もとより、長野県は自動車、マイカーへの依存度が高い県でありますので、このガソリン価格の高騰で幅広く多くの県民の皆様方が影響を受けているということは御指摘のとおりだというふうに思います。また、県としては、この問題に対して今後より踏み込んで対応を考えていかなければいけないというふうに思っております。

昨日、長野県石油商業組合の方々と、現状と問題意識を共有するための意見交換を行わせていただいたところであります。組合側からは、高値の要因は複合的な要因だということであり

まして、幾つか具体的なお話がありました。過疎地域を中心に給油所、ＳＳ１店舗当たりの石油製品の販売量が他県と比べて少ないといったことや、１事業者１ＳＳといった零細な石油販売事業者が多いこと、さらには、調査の在り方について、基本的に店頭表示価格を国が調査しているわけではありますが、実際に県民の方が購入されている販売価格は必ずしも店頭表示価格どおりではないのではないかといったような表示に関わる課題など、幾つかの要因について御説明をいただいたところでございます。

今後、石油商業組合だけではなく、商工団体等関係の皆様方にも御参画いただいて、まずは検討会を設置していきたいというふうに考えております。そうした中で、どのような対応、対策によって価格の抑制を図っていくことが可能であるのかよく分析させていただき、組合のほうでも多角化、協業化の方向性を出していただいておりますので、こうした経営改善を進めるための取組や、過疎地の給油所に対する対策も含めながら効果的な対応策を検討していきたいと考えております。

私に対する質問は以上でございます。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策の目標達成の状況と、計画的かつ速やかな事業執行の取組について御質問いただきました。

この５か年加速化対策の実施に当たっては、あらかじめ通行止めリスクの高い道路のり面や盛土、家屋浸水のおそれのある河川、要配慮者利用施設のある土砂災害特別警戒区域などを緊急点検し、その結果を受けて策定した令和７年度末までの県の対策目標に基づき、災害に強いインフラ整備を計画的に実施してきているところでございます。

今回の予算は、５か年加速化対策の５年目、最終年に当たり、目標の達成に必要な予算の確保に取り組んできたところでございます。結果、本補正予算案により、目標とした緊急輸送道路における通行止めリスクの高い道路のり面など４９か所、土砂堆積などにより流下能力が阻害され洪水時に２５戸以上の家屋浸水のおそれがある１６０河川、要配慮者利用施設を守る砂防堰堤等対策施設９７施設などの対策が完了し、目標が達成できる見込みであります。

また、計画的かつ速やかな事業執行のため、今回の補正予算については、当初予算と合わせて年間を通じた施工時期の平準化に努めた執行目標を立てるとともに、資材価格の上昇に対応した適正な予定価格、技術者や技能労働者の不足に対応した適切な発注規模の設定、入札参加者の確保に向けた発注見通しの早期公表、発注要件の緩和やフレックス工期契約制度、早期契約制度の適用、技術者の兼任の合理化など、事業執行体制の確保にも努めてまいります。

国においては、今後、改正国土強靱化基本法に基づき国土強靱化実施中期計画が策定され、さらに継続的、安定的に必要な対策と予算措置がなされます。県においても、災害への備えや

事前防災への取組が必要な箇所はまだ多く、引き続き県民の皆様の確かな暮らしを守るため、必要な予算、財源の確保並びに事業効果の早期発現に努めてまいります。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には医療機関への支援策についてお尋ねがございました。

初めに、医療機関への物価高騰対策を含む支援策についてでございます。

物価高騰に対する支援につきましては、光熱費等の価格高騰分の一部を助成するなど、公定価格に基づき物価高を価格に転嫁できず厳しい経営状況にある医療機関に対し緊急かつ確実な支援を行うことで、安定的な医療サービスを確保してまいります。

また、患者数の減や医療ニーズの変化といった医療需要等の急激な変化に対する支援につきましては、特に支援が必要な小児・周産期医療機関や病床数を適正化する医療機関などに対し給付金を支給することで、医療機関の機能強化と持続可能な医療提供につなげてまいります。

次に、地域医療の課題解決にどうつながるか新たな地域医療構想との整合についてでございます。

病床数適正化支援事業につきましては、医療機関の機能強化と経営の安定化を図ることで、地域の課題解決のために必要な効率的で質の高い地域医療提供体制の構築につながっていくものと考えております。また、現在国で検討を進めている新たな地域医療構想は、これまでの病床機能に加え、医療機関機能にも着目したアプローチにより、さらなる医療機関の役割分担と連携を進めていくものと理解しております。

本事業の推進に当たりましては、こうした新たな地域医療構想の考え方を踏まえるとともに、医療機関に対して地域医療構想調整会議の場で報告を求めるなど、地域において必要な医療が確保されるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（山岸喜昭君） 次に、花岡賢一議員。

〔21番花岡賢一君登壇〕

○21番（花岡賢一君） 予測が困難な社会へ向かう時代にあって、行政には乗り越えるべき幾多の課題が提起されており、それは切実なる県民からの求めでもあります。したがって、国補正予算を最大限に活用し、当面する県民に対する願いに寄り添う予算編成を行う必要性があり、それに伴い、予算規模も当然のごとく大きくなっていくことは十分に理解できるものと考えております。

とはいえ、昨年の11月定例会における予算額は1億6,800万円、今回の補正予算額は、その500倍を優に超える特大の大型補正を本日一日で審議することを考慮すると、この場での発言

の一言一句が極めて重いものであることを十分理解した上で、改革信州を代表いたしまして順次お伺い申し上げます。

最初に、知事に3点お伺いいたします。

今回の補正予算案には、物価高騰への対応のほか、ゼロカーボン、防災・減災対策や生産性向上、医療・介護提供体制整備などを含む人口減少対応など様々な事業が盛り込まれておりますが、中には、基金への積立てや学生の就学等を支援するための貸付金のように、スピード感を考慮しなくてもよいような内容が含まれているように見られます。国の大型補正を受けてではありますが、なぜ迅速に議決を要するものとして臨時会を招集して審議する1月補正予算案に盛り込むこととしたのか。その基本的な考えをお伺いいたします。

多くの事業を見る中、今回の補正予算案は、物価高騰に対する支援がメインとなっておりますが、対象は主に低所得世帯に限られております。誰一人取り残されることのない社会の観点から低所得世帯をターゲットとしたことと察しはつくものの、物価高騰については全県民に対して影響を及ぼしているものでありますし、県行政が示す施策は広くひとしく全県民に対してのものであると考えますが、県としてどのように打ち出されていかれるのか、お伺いいたします。

続けて、県債の発行額の推移を見ますと、令和5年度が251億7,400万円、令和4年度が250億2,900万円、令和3年度が259億4,900万円とおおむね250億円台であったのに対し、今年度、令和6年度は349億7,200万円と100億円近くの増加が見られますが、そうなった背景についてお答えいただくとともに、大変に有利な起債であることは理解しておりますが、負債である以上返済していかななくてはならない性質のものであることは間違いありません。

今後の人口動態を考慮すると、これは、先日策定された信州未来共創戦略においても明示されているとおり、信州が7がけ社会となっていく中で、後の世代への負担を増加させてしまうことに関して、時の為政者たる知事の責任は重いものがあると考えます。政治に完璧なものはありませんが、この場で説明をいただけないと、同じ時代に長野県政に携わった者として、また、議決をする側として、後世に伝えることができませんので、御説明をいただきます。

続いて、医療提供体制の整備について健康福祉部長に2点お伺いいたします。

分娩取扱機関等支援事業について申し上げます。全県における出生数の推移を見ますと、令和元年で1万3,553人、令和5年がぎりぎり1万人超えの1万1,125人、令和6年においては9,908人と初めて1万人を切っている現状があります。今回の支給対象を急激に分娩取扱件数が減少した医療機関としていますが、出生数の低下に伴い多くの医療機関において分娩の取扱件数が減少している状況の中で、特定の地域ではなく、全県に波及させるべき施策であると考えますが、御所見をお伺いいたします。

加えて、ほとんどの機関が赤字収支となっているNICUに対する支援の必要性についてのお考えもお答えいただきます。

先ほど共田議員からも質問がございましたが、病床数適正化支援事業については、病床数の適正化と明記はされておりますが、実際には削減であります。現在もインフルエンザと新型コロナウイルスによるダブルの感染拡大により病床が逼迫する医療機関もある中で、実際の医療ニーズとの乖離は発生していないのでしょうか。また、県が掲げる医療提供体制のグランドデザインとの整合性についてはどのような考えでいらっしゃるのか、お伺いいたします。

最後に、こちらは産業労働部長にお伺いいたしますが、この臨時会が議了すると、いよいよ令和7年度本予算に向かう予算議会が開会されます。寒い時期の招集となり、閉会となる頃には春の装いも見ることができるでしょう。

15か月の予算と捉える中で、信州地酒ブランドの魅力発信事業についてという項目が見られます。たまたまこの件についてお伺いするわけですが、以前、伝わる情報の在り方についての答弁を知事に求めたところ、「今の長野県の状況は、各部局、各所属から様々な情報発信が地道に行われております。けれども、それが果たしてどれだけ県民に伝わっているのかということを考えると、まだまだ不十分だと思います」と切り出され、「広報の在り方を若手グループに思い切って任せるとか、そうしたことも含めて考えていかなければいけないというふうに思っています」と結ばれるお答えをいただいています。つまり、県の内外を問わず本県に興味を持ってくださっている情報の受け取り手に対して職員が発信していくことの重要性を答えているわけです。

しかし、今事業は、魅力を伝えるツールの作成やSNS等を活用した広報と示されております。SNSが飛躍的に活用された背景には、無料で発信できることが一つの理由であることを考えると、今回示された予算額に見合った魅力的な発信方法をどのように考えているのでしょうか。また、それをどのように生かし、効果を生み出そうとしていらっしゃるのか。お答えいただきたいと思います。

これからの長野県がより輝くために、今回の補正予算が着実かつ迅速に執行されますことを願ひまして、また、810億円余という大型の予算執行に当たっては、職員の働き方についても御配慮をお願いいたしまして、御答弁を求めます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には3点御質問を頂戴いたしました。

まず1点目、今回の補正予算の基本的な考え方、迅速に議決を要するものとして臨時会を招集して1月補正予算に盛り込むこととした基本的な考えという御質問であります。

まず、今回の補正予算であります、喫緊の対応を要する物価高への対応ということ盛り

込んでいます。これは、お困りの生活困窮者の方々、あるいはなかなか価格転嫁ができないような事業者の皆様方、こうした方々を速やかに支援していくということが重要だというふうに考えております。

また、災害対応も今回のかなり重要なテーマでありますけれども、いつ何どき発生するか分からない災害に対する備えということについて、防災・減災対策、ハード面も含めて、できる限り前倒しし、できる限り速やかに取り組んでいくということが必要だと考えております。また、ゼロカーボンの加速化、あるいは人口減少社会への対応ということにつきましても、もとより中長期的な視点を持ちながら着実に進めていかなければいけないわけでありまして、着手については、直ちに、速やかに行っていくということが重要だというふうに考えています。

こうしたことに加えて、本県は厳しい財政状況が続いているわけでありまして、県の財政負担をできるだけ抑制していく。先ほどの御質問にもありましたように、補正予算債をはじめとして、財源的には当初予算で対応するよりも補正予算で対応したほうが県の財政負担が結果として軽くなるような事業もあります。そうしたことを考えて、今回の国の補正予算を最大限積極的に活用することが重要だということで早期の予算化を図らせていただいたところでございます。御議決をいただければ、この事業効果の早期の発現に努めますとともに、今後また県議会で御審議をいただくこととなります当初予算とも併せて効果が最大化するように取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、全県民が物価高の影響を受ける中での県の物価高対策の考え方という御質問でございます。

長い間デフレ経済が続きましたので、事業者の皆様方もその間にはなるべくコストカットをしよう、人件費も抑えよう、なるべく販売価格も抑えていこうといろいろな努力を重ねてこれているわけでありまして、今、デフレ経済からの脱却に向けて経済が動きつつある状況であります。そういう意味では、これまでの局面とは大分変わってきているというふうに思っています。

こうした中、県民の皆様方の暮らしや産業がより安定し、発展していく上では、まず賃金上昇や適正な価格転嫁が不可欠だというふうに思っています。物価上昇に伴って賃金が上がっていない、やや遅れているという状況がありますが、これをいいサイクルに持っていく。物の価格をもう一回デフレ経済に戻していくということではなく、適正な価格転嫁や賃金上昇が行われる中で、経済が発展し、社会が安定していく。そうした構造をつくっていくということが重要だというふうに考えております。こうした観点から、今回の補正予算でも賃金上昇につながる産業の生産性向上や省力化のための予算を計上させていただくとともに、引き続き適正な価格転嫁を促していこうというふうに考えております。

しかしながら、一方で、こうした物価賃金が上昇する局面の中で取り残される懸念が大きい方々がいらっしゃいます。生活が困窮している方々、あるいは価格転嫁が容易でない事業者の方々、こうした方たちの暮らしやサービスを維持する、支えていくために、今回必要と考えられる支援策を予算に計上させていただいたところでございます。

また、先ほども共田議員の御質問にお答え申し上げましたけれども、ガソリン価格のように、ある意味構造的な対応・対策が必要と考えられるような分野については、その実情を踏まえて対応策を考えていくことが必要だと思っております。

いずれにいたしましても、デフレ経済が長く続いた後の物価上昇局面の中で誰一人取り残されることなく本県の経済社会が安定して発展していくことができるように引き続き取り組んでいきたいと考えております。

最後に、県債残高について御質問をいただきました。後世の負担を増加させることに対してどう考えるかという御質問でございます。

まず、先ほど新田部長からも御答弁申し上げたように、今回、防災・減災対策を中心に積極的に公共事業費を計上させていただいているところでございます。その結果、県債の発行額についても増加しているのは御指摘のとおりでございます。しかしながら、単年度単年度、例えば、災害がある年とか、コロナがある年とか、その時々状況に応じて、常に一定の県債発行をするというのは現実的に難しいわけであり、むしろ弾力的、機動的な財政運営ができなくなりますので、やはり中長期的な視点に立って財政の健全性の確保、県債残高の抑制を図っていくことが重要だというふうに思っています。

財政の持続可能性を保っていくということは、私も大変重要なことだと思っておりますし、これまでも県債残高の縮減に取り組んできたところでございます。

例えば、県債残高全体につきましては、令和3年度をピークにして、今は減少基調に転じているところでございます。私が就任した当時1兆2,354億円ありました建設事業債の残高は、今年度末の見込みでは1兆143億円、多少決算ベースで前後するかもしれませんが、おおむね2割近く縮減してきているところでございます。

今後とも、将来世代に過度な負担をおかけすることがないように適正な財政運営を心がけていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には医療提供体制の整備について2点お尋ねがございました。

初めに、分娩取扱件数が減少する医療機関への支援についてでございます。

分娩取扱機関等支援事業は、地域の周産期医療体制の確保を目的に、分娩取扱件数が減少し

ている医療機関等に対して給付金を支給するものでございます。出生数が年々減少している状況を踏まえ、県内で分娩を取り扱う49施設の多くがこの事業の給付対象となり得ると認識しております。

また、NICUへの支援につきましては、周産期医療体制整備を進める上で、周産期の高度な医療機能を有する病院への支援は重要と認識しており、これまでも周産期母子医療センターの運営費への補助を行ってきたところでございます。引き続き県内の周産期医療体制の確保に向けて必要な支援を行ってまいります。

次に、病床数適正化支援事業と実際の医療ニーズとの乖離及び医療提供体制のグランドデザインとの整合性についてでございます。

感染症の蔓延などにより病床が逼迫する医療機関がある一方で、人口減少やコロナ後の患者の受療行動の変容などによる医療需要の急激な変化を受け、入院患者が減少し、早期に病床数適正化に向けた取組を希望する医療機関は、一定程度あるものと認識しております。本補正予算中の病床数適正化支援事業はこうした医療機関を緊急的に支援するものでございます。

本事業の推進に当たりましては、県が策定した医療提供体制のグランドデザインを踏まえ、病床数の削減が今後の医療ニーズに即したものであるかどうか、地域における医療機関の役割に沿ったものであるかどうかを確認し、地域の医療提供体制への影響を考慮していく必要があると考えております。本事業が、病床削減のみを図るものではなく、地域における効率的で質の高い医療提供につながる取組となるよう努めてまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には信州地酒ブランド魅力発信事業につきまして、その魅力的な発信方法と効果についてのお尋ねをいただきました。

長野県は、酒蔵数とワイナリーの数を合わせますと全国1位を誇っておりまして、醸造技術におきまして、日本酒では全国新酒鑑評会におきまして毎年上位を獲得し、日本ワインコンクールにおきましては金賞受賞の数が3年連続全国1位を取るなど、非常に高い技術力を持っております。さらに、昨年11月に世界最大規模のワインコンクール、IWCのSAKE部門におきまして優秀な成績を収めた地域賞が新たに設けられ、長野県が第1回目の受賞をしております。また、昨年12月には日本の伝統的酒造りがユネスコ無形文化遺産に登録されるなど、信州の地酒の魅力やブランド力を高める好機が来ております。

県では、平成14年から長野県原産地呼称管理制度によりまして県産品の品質向上や消費拡大に取り組んでおり、令和3年度には日本酒とワインがGI長野に移行し、さらなるブランド化を推進しているところでございます。

そこで、厳しい審査要件をクリアしたG I 長野が高品質なものであることを多くの方々に知ってもらうため、ふだんは見ることのできない審査員による官能審査の様子や、地域の歴史が育んだ食文化も取り入れた動画を作成し、これまでにはない地酒の価値や魅力を発信してまいります。

また、首都圏在住者やインバウンド客が信州の地酒を楽しむことを目的の一つとしまして長野県を訪れてもらえるように、観光スポーツ部とも連携しながら、歴史や文化など酒造りの背景なども交えて信州の地酒のおいしさやすばらしさ等を旅行関係雑誌や電車内の広告、SNS等を活用して発信することで、信州地酒のコアなファンづくりへとつなげ、信州を何度も訪れるリピーターを増やしてまいります。これらの一連の取組を通じまして、信州地酒全体のブランド力の向上や消費拡大へとつなげてまいります。

以上でございます。

○議長（山岸喜昭君）次に、清水正康議員。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君）新政策議員団、清水正康でございます。質問に入らせていただきます。

予算執行における市町村の負担についてということでお願いします。

このたびの補正予算には、「物価高から暮らし・産業を守る」として、生活困窮の方、御家庭を支援する各種支援事業が計上されております。県として困っている方に支援が行き渡るようにすることは重要であります。生活困窮者価格高騰特別対策事業のように市町村に協力をお願いする事業、信州こどもカフェ運営緊急支援事業や生活困窮者への生活必需品支援事業のように社会福祉協議会に協力していただく事業、LPガス価格高騰対策事業などのように販売事業者と協力をしていただく事業など、市町村や様々な団体や事業者などに手間と時間をかけてもらい、支援の窓口となっていただくようになっております。

また、きのこ類生産資材高騰対策事業などのように支援対象者が申請書を作成しなければいけない事業、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付事業は児童手当の情報でプッシュ型の支援ができるという話も聞いておりますけれども、所得が下がっている世帯にはやはり通知を出して申請してもらうようになっていると伺っております。

このように、支援が行き渡るには様々な窓口業務や申請手続などが必要であり、正確な給付や不正受給の防止には大切なこととはいえ、新たな負担になることは否めません。また、ボランティアが主体となって活動をしているこどもカフェやフードバンクなどの団体、個人では、申請書類を書くこともボランティアであることを理解し、困っている人への支援事業、支援金だから協力してくれるのが当たり前ではなく、現場で汗をかいてくれている方々に感謝し、負担軽減を真剣に図らなければいけないのではないのでしょうか。

それには、様々な情報を部局横断で活用するなど、デジタル化をもっと大胆に進め、申請がなくても給付をしたり、不正受給があればもちろん罰することは必要ですが、窓口を信頼する、申請自体を簡素化するということにも取り組むべきであると考えます。

少し話は変わりますが、具体的には出せませんが、県の様々な支援事業の中で、不正を防止するため、または不正があったからということで申請手続が年々細くなるといった傾向も見受けられます。申請手続が煩雑で支援事業を諦めるといった事業者の声もいただいております。何のための支援事業なのか。支援をするから、お金を配るから言われたとおり申請しろとなっていないか。支援事業などは使ってもらおうという姿勢でなければいけないと考えます。

話を戻しますが、今回の補正予算では、様々な支援メニューが計上されております。これらが困っている方々に漏れなく行き渡ることを、申請ができずに支援を受けられない方がないよう、丁寧に寄り添っていただくことをお願いしたいと思います。また、申請の手続が減るよう取り組むことも併せてお願いしたいと思います。

質問となります。今回の補正予算案では、複数の支援事業が計上され、様々な団体や民間が窓口となる事業がありますが、特に生活困窮者価格高騰特別対策事業について伺います。市町村を通じて対象者の給付を行うこととされておりますが、実際に給付事務を行う市町村の事務負担が増大することへの県の受け止めを伺うとともに、負担軽減への取組について阿部知事に伺います。

続いて、県産牛肉の消費拡大について質問いたします。

国内の消費量減少により、畜産農家、特に肉用牛農家の経営が逼迫する中、今補正予算では、畜産経営緊急支援事業において牛肉の消費拡大事業を計上しております。

独立行政法人農畜産業振興機構の調査によると、令和5年の牛肉の消費構成は、家計消費が減少する一方、外食や店舗で購入して持ち帰るといった仕向け量が拡大する傾向であり、近年は全体の6割がそういった消費であるとのことですが、牛肉から豚肉、鶏肉への需要のシフト傾向は依然続いており、前年と比較すると、購入単価は上昇したものの、購入数量の減少が大きく、購入金額はマイナスとなる月が多かったと記されております。このことから、近年のトレンドとして牛肉の消費拡大は容易ではないと考えますが、県産牛肉の消費拡大に向けた今後の取組について小林農政部長に伺います。

次に、避難所QOL改善強化事業について質問いたします。

本日は、阪神・淡路大震災から30年となり、その後も、東日本大震災、熊本地震、能登半島地震など大きな地震が各地で起きております。亡くなられた方、被害を受けられた方、御家族を含め、改めて哀悼の誠をささげます。

震災では、建物の崩壊や土砂災害などの被害を直接受けて亡くなる方とともに、長引く避難生活によって持病が悪化したり体調を崩して亡くなる方、つまり災害関連死と位置づけられる方が多くいらっしゃいます。昨年発生した能登半島地震においては、今月15日の発表で、直接亡くなられた方が228名、災害関連死は287名の合計515名となっております。2016年に起きた熊本地震では、直接死が50名、災害関連死が222名と昨年9月に発表されております。関連死をいかに減らしていくかという取組は大変重要となっております。

また、昨年4月に発生した台湾の震災直後、整然と配置された避難所の映像に驚きをもって見た日本人は多かったと思いますが、それ以降、避難所のQOL、クオリティー・オブ・ライフ、生活環境の質の向上が強く求められるようになったと感じております。

それらを踏まえて前沢危機管理部長に質問いたします。

今回、災害関連死防止のためにエアベッドや簡易テントを緊急備蓄する予算が計上されておりますが、これまで備蓄してきた段ボールベッドなどではなくこれらを選択した理由について伺います。また、備蓄場所や運用方法など、どのような検討を行いこのような規模感としたのかも伺うとともに、今後の配備の見通しについてもお答えいただきたいと思います。

以上で一切の質問とします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には1点、生活困窮者価格高騰特別対策事業に関して、市町村の事務負担の増大への受け止め、それから負担軽減の取組という御質問をいただきました。

この生活困窮者世帯への給付金の支給につきましては、住民税の課税状況を把握できないと実施することができないことから、これまでも、過去2回、同様の観点で市町村に事務をお願いさせていただいたところであり、市町村の皆様方にこうした取組に御協力をいただいておりますことを大変ありがたく受け止め、感謝しているところであります。

今回の支給事務に当たりましては、これまでと同様、システムの開発、あるいは事務的作業を行うための一時的な雇用のための費用など、市町村で必要となる事務費については全額補助をしていきたいというふうに考えております。また、市町村からのお問合せに対しましては丁寧で分かりやすく対応をしていきますし、加えて、県への補助申請についてもできるだけ簡便な方法を取るなど、引き続き市町村に過度な負担をおかけすることがないように取り組んでいきたいと考えております。

なお、こうした問題は、県と市町村の関係のみならず、国と都道府県、あるいは国と市町村でも同じような関係性があるわけであります。これまではやむを得ないことと受けていたところもありますが、働き方改革が求められてどんどん人の確保も難しくなっていく中で、今までどおりの国、県、市町村の関係性が維持できるのかどうか、こうしたことも改めて考えていく

必要があるのではないかと思います。

いわゆる集権・融合型ということで、集権的な形で、しかも、国も県も市町村も同じような仕事をみんながやっているからこういうことが起こってしまうわけであります。国によっては、分離型ということで、国がやる事務、都道府県がやる事務、市町村がやる事務がある程度はつきり分かれていれば、恐らくこうしたことはなく、むしろ県が直接やると、市町村を経由できなくなってしまうわけであります。そうすると、御指摘にもあったように、デジタル化をもっと進めるとか、新たな行政手法をつくっていかねばいけないのではないかというふうに思います。

今回はこうした形で対応させていただきますが、今後行政の在り方を考えるときには、今御指摘いただいた点について、国と地方の関係も含め、より大きな視点の問題意識を持ちながら対応していかなければいけないというふうに思っております。

以上です。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には県産牛肉の消費拡大についてのお尋ねをいただきました。

県産牛肉の消費拡大に向けて、一つは、家庭における購買意欲の増、もう一つは、国内外の観光客等に向けた利用の増の二つの視点から取り組んでいくことが必要と考えてございます。具体的には、家計調査における長野市の牛肉消費量は1人当たりで全国平均の6割程度にとどまっていることから、まずは毎月29日の肉の日に県内の精肉店などに販売員を設置して販売促進活動を行うなど、家庭での消費拡大を図ってまいります。

また、インバウンドの増加等の観光需要のさらなる拡大が期待できることから、県内のホテルや飲食店などでのフェアや道の駅などでの催しを行い、県産牛肉のおいしさをしっかりアピールしてまいります。

加えて、市場でも高い評価をいただいておりますおいしさを基準とした信州プレミアム牛肉などのブランド振興を引き続き行うことで県産牛肉の消費拡大を図り、畜産振興につなげてまいります。

以上でございます。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君）私には避難所QOL改善強化についてお尋ねをいただきました。

まず、段ボールベッドではなくエアベッド等を選択した理由でございますが、県では、これまで、災害関連死を防ぐために、県、市町村の備蓄のほか、段ボール製造業の民間団体などとの災害協定や国のプッシュ型支援により、1週間以内に段ボールベッドやパーティションなど

が確保できるよう取り組んできたところでございます。

ただ、能登半島地震では、そうした快適な避難生活環境の確保に少し時間を要したということがございますので、特に、要配慮者、具体的には、介護が必要な高齢者の方や妊産婦の方、乳児、それから身体・知的障がいをお持ちの方、こういった方に対してより速やかに快適な環境を整えることができるように、エアベッドですと組立てが不要で、敷布団がなくてもすぐに休んでいただけるという利点がございまして、簡易テントもパーティションによりプライバシーをすぐに確保できるという利点がございまして、そういったものをセットで備蓄することによってより効果的な環境をつくり出すということが狙いでございます。

次に、備蓄量でございますが、最大の被害が想定される糸魚川－静岡構造線断層地震において推計される要配慮者の方々に対応できるように、県、市町村の備蓄で不足する分を考慮して導入することといたしました。

こうした資材の備蓄場所でございますけれども、中信、北信では既存の庁舎等を利用し、東信の佐久合同庁舎と南信の看護大学には新たにコンテナ型の防災倉庫を設置して重点的に備蓄することを考えております。

また、今後の見通しでございますが、今回購入する備蓄に加えまして、県内市町村の追加備蓄、それから協定に基づき民間企業から提供される流通備蓄、さらに国や他県からの物資など、本県が被災したときを想定し、いざというときに必要な物資が確実に届く体制の強化に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（山岸喜昭君）次に、川上信彦議員。

〔25番川上信彦君登壇〕

○25番（川上信彦君）公明党長野県議団を代表し、臨時議会に提案されました補正予算について、主に物価高から県民の暮らしを守り、災害から生命を守るための対策について質疑を行います。

政府は、物価高から国民生活を守るための支援策を着実に実行するとともに、およそ30年続いてきたデフレ型の低成長経済から脱却、成長型経済の転換へ、物価高を上回る賃上げの力強い流れを中小企業や地方にまで広げていくための価格転嫁の徹底や、地域経済を活性化するための国内投資の拡大、観光立国の推進など、日本経済の成長を強力に推進する政策を進めています。

公明党長野県議団では、昨年12月24日、知事に対し、長野県経済の成長と県民の安心・安全を確保するための緊急要望を行いました。県におかれましては、重点支援地方交付金や国の補正予算等を最大限活用し、必要な対策を果敢に実行するよう強く求めるものであります。

初めに、物価高から暮らしを守る施策について伺います。

国による住民税非課税世帯の給付金事業が今後行われますが、僅かな収入の差で給付の対象とならない県民もいるため、そのような世帯にも支援が行き届くような丁寧な対応を昨年12月の緊急要望でもお願いしたところです。

今回の補正予算案には、住民税均等割のみ課税世帯を対象に、生活困窮者価格高騰特別対策事業が盛り込まれています。国の給付金事業を補完する形となっており、評価するところですが、この生活困窮者価格高騰特別対策事業について、市町村と連携し、お困りの方に速やかに支給することが重要と考えますが、どのように取り組んでいくのか。健康福祉部長に伺います。

また、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付事業について、県は、県が福祉事務所を設置する町村分を支給するとしています。今回、重点支援地方交付金を活用するスキームとなっていますが、県内の市によっては給付を行わないことも考えられます。現時点で県内市の給付の意向はどのようになっているのか。また、県内市町村で差が生じないように、県が市に対し給付について助言すべきと考えるが、いかがか。こども若者局長に伺います。

さらに、県内のレギュラーガソリンは、1月14日時点で190円60銭と、22週連続で都道府県別の最高値を記録しています。また、政府は、昨年12月から価格高騰に対応する補助金を段階的に縮小しており、県民の負担は増加しております。このような状況を踏まえ、県として生活困窮者への支援を今回打ち出しました。

そこで、生活困窮者ガソリン緊急支援事業について、対象世帯はどのくらいを見込んでいるのか。また、対象者への周知とガソリン券配布はどのような方法で行うのか。さらに、市町村と連携し、相談窓口の設置や申請の簡素化が必要と考えるが、いかがか。健康福祉部長に伺います。

先ほど共田議員の質問にもありましたが、ガソリン価格高騰は、現役世帯も含め、多くの県民から大きな負担を感じているとの声が上がっています。今後も価格が上がっていく局面であり、生活困窮者への緊急的な支援と併せて、県民に広く県内価格の高止まりの要因と根本的な価格を下げるための踏み込んだ対応を丁寧に行うことが必要と考えますので、これは要望として申し添えさせていただきます。

そして、現在、国では、ガソリンなどの燃料油と電気料金、都市ガス料金の負担軽減を行っております。一方、県内ではL P ガスを利用されている世帯が7割に及ぶことを考えますと、県が実施するL P ガス料金の負担軽減は有効と考えます。

そこで、L P ガス価格高騰対策事業について、今回で3回目の実施となりますが、支給に当たっては販売事業者の協力が欠かせません。販売事業者への手数料など、利用者への円滑な支給に向けどのように取り組んでいくのか、また、利用者への周知はどのように行っていくのか、

産業労働部長に伺います。

次に、災害等から県民の生命を守る施策について伺います。

阪神・淡路大震災の発生から本日で30年となります。犠牲となった皆様に哀悼の意を表します。

昨年1月に発生した令和6年能登半島地震で顕在化した課題を教訓に、県では昨年9月に長野県地震防災対策強化アクションプランを策定し、耐震化の促進、避難所環境の改善等により「地震災害死ゼロ」に挑戦」を基本目標としています。また、五つの重点項目で、全ての避難者の健康が維持されるよう目標期限を定めて避難所T K Bを実現する等、避難生活の質のさらなる改善を図るとしています。

災害発生時、災害関連死を防ぐ取組として、避難所のトイレ環境の整備は大変重要であります。公明党長野県議団としても、避難所のトイレ環境の改善を図るため、トイレトレーラー、トイレカーの整備の促進を要望してまいりました。

そこで、災害移動設備型トイレ整備促進事業について、レンタル事業者、キャンプ場等を運営する観光事業者等を対象に移動設置型トイレの整備をするとしておりますが、より迅速に避難所に移動式トイレを整備するのであれば、県で導入することが有効と考えます。民間事業者による整備促進を選択した理由について伺います。

また、レンタル会社、キャンプ場等の移動式トイレを支援した場合、災害発生時にレンタルで貸出中であつたり、キャンプ場で利用している場合が考えられます。そのような場合でも避難所に速やかに移動式トイレを提供するために、民間事業者とどのような契約を結ぶ予定か、また、体制をどのように整えるのか、伺います。

また、長野県は、中山間地域が多く、南北に広大なエリアを有しております。災害時、道路が寸断されても避難所に速やかに移動式トイレを設置するためには、分散して待機させることが必要と考えます。地域バランスについてどのように考えるか。以上3点について危機管理部長に伺います。

トイレについて申し添えれば、県内での大規模災害を想定したとき、移動式トイレ9台では不足が予想されます。国の補正予算では、今後、自治体でトイレ確保・管理計画を策定し、簡易トイレの整備、トイレカーの整備、派遣協定の締結等の備えを推進するとしています。

また、補正予算で新設された新しい地方経済・生活環境創生交付金では、自治体の先進的な取組に活用できるよう、トイレカー、キッチンカー、簡易ベッドなどの備蓄を支援するとしております。これらを活用し、市町村での整備を進めることも重要と考えますので、取組をお願いしたいと思います。

また、能登半島地震の影響で亡くなった災害関連死について、NHKが石川県内の201人を

分析した結果、体調が悪化した場所は、最初に身を寄せた避難所が最も多かったことが分かりました。避難所での要配慮者への対応は極めて重要と考えます。

現在、県内市町村の多くは段ボールベッドを備蓄しておりますが、今回、避難所QOL改善強化事業について清水議員からも質問がありましたが、県が備蓄するエアベッドと簡易テントについて、避難所での要配慮者への対応において有効性を検討し、情報提供を行い、今後市町村でも一定数備蓄することが重要と考えますので、今後推進していただきますようお願いしたいと思います。

今回の補正予算により、物価高から県民の暮らしと産業を守り、災害から生命を守るための施策が迅速に的確に実施されることを希望し、私の全ての質問を終了いたします。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には物価高から暮らしを守る施策に関連して2点お尋ねがございました。

初めに、生活困窮者価格高騰特別対策事業の速やかな支給に向けた取組についてでございます。

原油価格や物価の高騰が続く中で、今回の補正予算案において、国の給付金の対象とならない生活困窮世帯への支援として、住民税所得割非課税世帯等への支援金を盛り込んだところでございます。

支給方法等の詳細は、支給対象者に対しプッシュ型で通知するなどの方法を活用し、県民の負担が少ない形での支給を予定しております。支援金の支給は市町村の協力を得て行うことから、補正予算成立後には速やかに市町村への説明を行うとともに、問合せに丁寧に対応するほか、支払いに要する事務費を補助するなど、できるだけ速やかな支給となるよう取り組んでまいります。

次に、生活困窮者ガソリン緊急支援事業についてでございます。

生活困窮者ガソリン緊急支援事業につきましては、対象世帯を世帯年収200万円未満または住民税非課税世帯のうち、自動車保有率を考慮して約6万世帯と見込んでおります。事業の周知につきましては、新聞広告、インターネット広告、県ホームページ等のほか、県内まいさば、福祉事務所、県合同庁舎や市町村の窓口には事業のチラシや申請書を配置することできめ細やかに行ってまいります。

ガソリン券については、仮称でございますが、ガソリン緊急支援センターを設置し、対象者からの申請書の受付、審査を行い、対象となる方へ郵送で配布いたします。この事業は、世帯の収入状況や車の使用などの要件を設定しており、申請方式で実施する必要があります。申請に際しては、できるだけ添付書類を少なくするなど、申請者の負担を軽減するよう工夫して

まいります。

また、この事業による市町村の負担ができる限り生じないように、支援センター内にコールセンター機能を設けて、対象者の方からの相談に丁寧に対応してまいります。

以上でございます。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君） 私には独り親世帯への給付金事業の市における検討状況等について御質問をいただきました。

今回の補正予算に計上した独り親世帯への給付金は、これまで実施してきた給付金事業と同様に、県が福祉事務所を設置している町村の児童扶養手当受給者等に対して県から支給を行うこととしております。

市に対しましては、重点支援地方交付金を活用した独り親世帯への給付金の予算化に関する国からの依頼について連絡した上で、12月20日には、県からの給付額を1万円とすること、市においてもできる限り県と足並みをそろえて給付金事業を検討していただくようお願いをしたところであります。

重点支援地方交付金の使途につきましては、各自治体の判断に委ねられており、交付金を活用し子育て家庭に対してどのような支援を行うかは、各市において判断いただくこととなりますが、現時点での検討状況としては、未定の市も一部ありますが、ほぼ全ての市において実施に向けて検討しているとの回答をいただいております。

今後も、県としては、独り親世帯への支給が円滑に行われるよう、事務負担の軽減にも留意しつつ、県の支給スケジュールや実施要綱などを随時お示しし、市からの問合せにも丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君） 私にはL P ガス価格高騰対策事業に係る利用者への円滑な支給と周知についてのお尋ねでございます。

L P ガス販売事業者に対する事務手数料につきましては、令和5年度の1回目の実施に際しては定額補助としておりましたが、販売事業者の事務負担が大きいとの声を受けまして、今年度の2回目からは値引き処理件数に応じた補助に見直すとともに、事務手数料を増額したところでございます。具体的には、1消費者当たり100円で、1販売店当たり上限20万円とし、今回補正予算をお願いしております3回目につきましても同様の補助を考えております。

また、利用者への周知につきましては、昨年11月、12月に値引きを行った2回目と同様に、販売事業者においては値引きを行う旨のチラシを消費者へ配布するほか、自社のホームページ

での値引き周知、さらに請求書または領収書に当該事業により値引きした旨の表記と値引き額の明記を各社の実情に合わせて行うこととしております。

また、長野県ＬＰガス協会では、新聞、テレビ、ラジオを通じて事業の周知を予定しているところでございます。

議員御指摘のとおり、本事業はＬＰガス販売事業者の協力が必要不可欠であり、引き続き長野県ＬＰガス協会と連携し、販売事業者の協力をいただきながら、利用者への円滑な値引きと周知を実施してまいります。

以上でございます。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君）私には３点御質問をいただきました。

まず、移動設置型トイレの民間事業者による整備を選択した理由でございます。

能登半島地震では、避難所におけるトイレ環境の確保が課題として顕在化したことから、昨年６月補正予算において水洗式の組立て式トイレを県内広域に備蓄することで災害時のトイレ環境の提供体制の整備を行ったところでございます。ただ、同時多発的に被災した場合などに備えまして、自ら移動し、必要な地域に快適なトイレ環境の提供が可能となる移動設置型トイレについて民間事業者による整備を促進することとしたものでございます。

災害時においてこうしたトイレが有効に活用されるためには、災害時だけではなく、平常時から積極的にふだん使いで使われていることが必要だと思っています。また、事業者の方には、そういったふだん使いのときの運用に併せて、災害時の備えの必要性を利用者の方に周知することを求めようと思っております。そうしたことで県民に対し広範な防災啓発が進むことを想定し、民間事業者による整備を選択したところでございます。

次に、運用体制でございますが、本事業の実施に際しましては、災害発生時には県の要請に基づき移動設置型トイレの提供を優先的に行うこととする協定の締結を事業者をお願いするとともに、平常時の運用は原則として県内に制限することで、迅速な配置が可能となる体制の構築を図ってまいりたいというふうに考えております。あわせて、国も整備を予定しております災害支援の移動型車両のデータベースにも登録していただくことで、災害時に被災地に優先的に配置されることが明確となるように取り組んでまいりたいと考えております。

それから、地域バランスの件でございますが、議員御指摘のとおり、中山間地が非常に多い長野県においては、災害発生時にこの移動設置型トイレを有効に活用するために、分散する形で配置することが大事だと思っておりますので、県内の地域バランスを考慮し、県内全域の事業者へ広くお声をかけるなど、地域的な偏りが発生しないように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山岸喜昭君）次に、毛利栄子議員。

〔47番毛利栄子君登壇〕

○47番（毛利栄子君）日本共産党県議団を代表し、補正予算案に対する質疑を行います。

国の14兆円に上る補正を受けて、総額811億円という多額の補正予算の提案ですが、その中身は、物価高騰対策が40億円で5%、ゼロカーボンの加速化で9億円、1.1%、減災・防災で614億円、75.8%、人口減少対策等で80億円、10%、人事院勧告に基づく給与改定が66億円、8.2%と、4分の3は国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を最大限活用してのものです。これだけ物価高騰の中で県民生活が苦境に追いやられている下で、物価高騰対策、暮らし応援にもっと自主財源も使いながら大胆に対応していただいてもいいのではないかなというのが率直な感想です。

とはいえ、私たちがこの間繰り返し求めてきた低所得者支援、医療機関をはじめとした社会福祉施設等の光熱費、食材費、ガソリン代の価格高騰分に対する助成、畜産農家の飼料購入費助成、災害時におけるトイレをはじめとした避難所の環境改善、フードバンクやこどもカフェ支援、特別支援学校のトイレ改修やスクールバス増車などは歓迎できるものです。

寒さの厳しい長野県にあって、冬場に県として福祉灯油を実施してほしいと党県議団は何年にもわたって求めてまいりましたが、その都度、県の返事は、福祉灯油は身近な市町村事業としてやってほしいということでした。今回、県社協に補助して行うまいさぼへの生活必需品の支援事業に新たに灯油等の燃料油を加えていただいたことは、貴重な一歩と歓迎します。

以下4点について質問をいたします。

最初に、産業労働部長に伺います。

長野市の消費者物価指数が39か月連続前年同月比を上回るという異常な物価高騰が続く下で、実質賃金は4か月連続して低下しています。賃上げが物価高に追いつかない状況で、県民生活は苦難を強いられているため、いかにして働く者の賃金を上げていくかが求められています。県内は、圧倒的に中小・小規模事業者が多いため、その直接的な賃上げをどう支援していくかが喫緊の課題ではないでしょうか。

今回、国の業務改善助成金に県の補助金を上乗せする予算が盛りされていますが、党県議団が度々申入れしてきたように、国の業務改善助成金は、生産性向上に向けた機器や設備の購入などを前提とした助成金であるため、赤字や資金繰りが厳しい中小・小規模事業者にとっては申請そのもののハードルが高く、利用しにくいものになっています。さらに、県の上乗せは、女性や若者が働きやすい職場づくりをした場合に限るため、狭いものになってしまっていないでしょうか。女性や若者が活躍できる職場環境をつくることは大事ですが、昨今のような非常

時では、働く全ての皆さんへの手だてが求められていると思います。

そこで、この間の交付状況と、利用が拡大しない要因をどう捉え、今後の展開にどう生かしていこうと考えているのか、伺います。

また、国の助成金活用を前提とするのではなく、幾つかの県で実施されている中小・小規模事業者を直接支援する等、より実効性のある仕組みによる支援が賃上げするには効果的だと思いますが、補正予算編成に当たり検討されたのか、伺います。

次に、健康福祉部長に伺います。

県内の有床病院は、病床稼働率が低下し、病院経営にとってネックになっている現状があります。今回、新規事業として病床数適正化支援事業費が16億円余盛られ、減らす病床1床につき410万4,000円が給付されることとされており、単純計算すると400床削減分に当たります。コロナパンデミックを経験して、命を守る最前線の病院は、ゆとりある病床運営が必要なことが認識されたと理解しております。

国は、令和2年度から地域医療構想を推進する施策の一つとして、地域医療構想に即した一般・療養病床の削減を実施した場合に補助することを制度化しています。その場合の病床削減は、地域調整会議を経て医療審議会が認め、県が国に申請をして了承を得るといったプロセスになっていますが、従来の病床機能再編支援事業給付金と今提案されている事業との違いは何でしょうか。支給手続や従来以上に1病床当たりの給付金が大きくなっている背景について伺うとともに、地域医療への影響はないのか、伺います。

また、精神医療については、入院から地域移行への流れがあり、病床数削減によって退院促進が図られますが、ベッド数の現状をどのように認識しているのか。あわせて、地域生活移行を促進していく場合にはグループホームなどの受皿が必要になってまいります、受皿はどう整備されていくのか、伺います。

続いて、林務部長に伺います。

本補正予算で提案されている林務部関係の予算は、防災・減災のための森林整備関係事業費が8億円、公共治山関係費が13億円、高性能林業機械導入推進事業補助金が5,600万円、木材産業循環成長対策事業費が5億円、松林健全化推進事業補助金が1億円などとなっており、多くが公共土木事業です。

森林県長野として、県土を保全し、森林の持つ多面的機能を維持発展していくためには必要なものと理解はしますが、素材生産量を増やし、県産材の利用が促進され、森林・林業施策がより推進されるためには、川上、川中、川下が有機的につながる施策が必要だと考えます。マニュアルがあるというものの、主伐・再生林の掛け声の下、バイオマス燃料の確保も含め、最近皆伐に近い山を度々目にします。バイオマスは日本中で材が取り合いになっていることを

思えば、発電よりむしろ熱利用にシフトすべきではないかと思うところです。

森林・林業政策の推進に当たり、どのような位置づけの下に本補正予算が提案されたのか、考え方を伺います。

次に、建設部長並びに総務部長に伺います。

国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を最大限活用した提案とのことであり、土木関連事業費は補正額の8割近くを占めています。気候危機の影響か、これだけ災害が頻発する下では、防災・減災対策をしっかりと行って国民の安全・安心を担保していただくことは必要なことと認識しています。同時に、県民からは、防災・減災とともに、道路や河川の維持、補修、管理により力点を置いた施策を実施してほしいという要望が常に多数寄せられます。本補正予算において、それらの進捗は加速化されるのでしょうか。建設部長に所見を伺います。

続いて、総務部長に伺います。

事業執行のためには県負担も伴うことから、約350億円の県債を充てることになっています。補正後の令和6年の補助公共事業費総額は1,415億円と、令和4年の1,171億円、令和5年の1,271億円と比較しても過大になっており、国が交付税措置してくれるからといっても、県債も増えていくことになります。

今後も、国スポに備える施設整備や高校再編等様々な投資的経費が必要となる中で、将来負担が懸念されます。県債残高の見通しと、健全な財政運営に向けた取組について伺い、質疑を終わります。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には中小・小規模事業者の賃上げ支援につきまして2点御質問をいただきました。

初めに、県中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金の交付状況と今後の展望についてでございます。

物価高騰や人口減少が進む中でも持続的に長野県経済が成長し、県民全体の所得を増加させていくためには、企業が生産性を高めて付加価値を増やし、賃上げの原資を確保することが重要でございます。

交付状況につきましては、現在、相談のありました約300の事業者に対しまして長野県賃上げ・業務改善支援センターが伴走支援を実施しまして、このうち約80者が国に助成金を申請済みでございます。県の交付は現在16件でございますが、長野労働局に申請が集中しており、事業者が国の支給決定を待っている段階でございます。今後は、国の支給手続が進む中で、県への申請が増加してくるものと見込んでおります。

また、県補助金の交付を受けた事業者には小規模な飲食店も含まれておりまして、子育てと

両立しやすい職場環境づくりも着実に広がってきております。先ほどの伴走支援に加えて好事例の効果的な周知に取り組むことで、県事業の活用促進を図ってまいります。

次に、実効性のある仕組みの検討についてでございます。

本補正予算案の計上に当たりましては、他県において賃上げを行った中小企業に対し一定額を直接補助する事例もあることから、その効果や課題等も検討の俎上にのせたところでございます。企業の賃上げに対する直接補助は、一定の期間成果はあるものの、一方で、補助金が終了した時点でその効果も持続しないものになってしまう課題感もあるところでございます。

今般取りまとめました信州未来共創戦略では、付加価値労働生産性の向上を重要な柱として位置づけたところでございます。本事業の構築に当たりましては、一過性ではなく、中小企業の付加価値を向上させ、持続的な賃上げ原資の確保につなげていくことがより効果的と考え、企業の今後の成長に資する仕組みとしたところでございます。

この点に加えまして、国のこの助成金は、賃上げと生産性向上に資する設備投資を促進する制度であること、また、今後の運用に当たりましては、国助成金をより申請しやすくなるよう、長野県賃上げ・業務改善支援センターの伴走支援を通じまして企業にアドバイスを実施していくこと、さらには、最低賃金引上げに際しまして国助成金と県補助金を共同でPRすることなど、国との連携がより高い相乗効果を生むものと考えております。

引き続き賃上げと生産性向上の実効性のある支援を行うとともに、人材不足でも選ばれる職場づくりを進めることで、県民所得と企業収益の増加という経済の好循環の実現に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には病床数適正化支援事業に関連して2点お尋ねがございました。

初めに、病床数適正化支援事業の背景や支給手続等についてでございます。

議員のお話にもありました地域医療構想を推進するツールの一つである病床機能再編支援事業は、人口構造や地域の医療ニーズの質、量の変化を見据え、病床削減を含めた機能再編を行う医療機関に対し、病床稼働率に応じ1床当たり最大228万円を支援するものであり、地域での議論等を経て支援を決定するものでございます。

一方、本補正予算中の病床数適正化支援事業は、今般の医療需要等の急激な変化に対応するため病床を削減する医療機関に対し、1床当たり410万4,000円を緊急的に支援するものでございます。

本事業を地域における効率的で質の高い医療提供体制の構築につなげていくためには、医療

提供体制のグランドデザイン等との整合も踏まえ、地域医療への影響を考慮しながら進めていく必要があると認識しております。

国から事業内容の詳細が示されていない中ではございますが、具体的には、病床数の削減を行う医療機関に対して、病床機能再編支援事業と同様に地域医療構想調整会議の場において報告を求めるなど、地域医療への影響を確認しつつ取組を進めてまいります。

次に、精神科ベッド数の現状認識と地域の受皿についてでございます。

令和6年4月1日時点での県内の精神科許可病床数は4,362床、一方で、令和5年度の1日平均在院患者数は3,575人であることから、精神科病床数は需要を上回っている状況であると認識しております。

地域の受皿については、障がい者プランに基づき、必要なサービス量が確保できるよう、居住の場となるグループホームや日中活動の場となる就労系の障害福祉サービス事業所等の整備、地域生活を支える地域生活支援拠点等の機能強化を市町村と共に計画的に進めているところでございます。

今後も、入院医療中心から地域生活中心という理念に基づき、精神障がいのある方が精神障がいへの理解が進んだ社会の中でそれぞれの地域に住み、必要な医療、福祉、介護サービスによる支援を受けながら就労など地域との関わりを持って暮らすことができる体制づくりを進めてまいります。

以上でございます。

〔林務部長須藤俊一君登壇〕

○林務部長（須藤俊一君） 補正予算案における森林・林業施策についての考え方というお尋ねでございます。

県土の約8割を占める森林につきましては、民有林人工林のうち約8割が50年生を超えるなど、森林資源の多くが利用期を迎えており、成熟した森林において主伐・再造林を進め、伐採した木材を有効活用することで、森林資源の循環利用を図ることが必要となっております。

そのため、今回の補正予算案では、森林内の路網整備や高性能林業機械の導入、付加価値の高い合板を製造する木材加工施設の新設などにより、県産材の生産から加工に至る体制を整備するとともに、現状では不足しておりますチップ等の木質バイオマスの供給施設の整備に対し支援をしてまいります。

これらの事業と既存の事業の組合せにより、地域内での森林資源の好循環を生み出し、持続可能で健全な森林の育成を図ってまいります。

また、激甚化、頻発化する災害に備えるため、治山施設整備や森林整備等についても着実に推進してまいります。

以上でございます。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策によるインフラの維持管理対策の進捗について御質問をいただきました。

本対策は、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化、深化のため、5か年で追加的におおむね15兆円程度の事業規模を持って重点的、集中的に対策を講じるものであり、気候変動に伴い激甚化、頻発化する気象災害や、切迫する大規模地震への対策などのほか、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策など、維持補修や今後の管理に向けた対策が盛り込まれております。

県においても、本対策予算を最大限活用し、道路、河川、砂防、都市公園施設の老朽化対策を計画的に推進しているところであり、今回の補正予算案によって、道路橋や砂防施設の補修、ダム等の河川管理用設備の更新など、必要な対策が手遅れとならぬよう、加速化、深化されるものと考えております。

以上です。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私には県債残高の見通し、健全な財政運営に向けた取組についてのお尋ねでございます。

今回の補正予算により、今年度末の県債残高は1兆5,919億円となる見込みでございまして、全体では前年度比108億円の減、うち建設事業等に充てるための通常債は248億円の増加が見込まれるところでございます。これは、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を積極的に活用し、防災・減災対策を集中的に推進することなどによるものでございます。

一方で、将来世代の負担軽減は重要であり、先ほど花岡議員の御質問に知事から御答弁申し上げたとおり、投資的経費の重点化などにより建設事業債残高について縮減を図ってきているところでございます。

引き続き、長野県行政・財政改革方針2023に基づき、通常債残高の縮減、当初予算編成時における元金ベースのプライマリーバランスの黒字維持、将来負担比率、実質公債費比率の健全な水準の維持に取り組むことにより、持続可能な財政基盤の維持に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（山岸喜昭君）以上で知事提出議案に対する質疑は終局いたしました。

●知事提出議案委員会付託

○議長（山岸喜昭君）次に、知事提出議案をそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

各委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。
付託一覧表はお手元に配付したとおりであります。

この際、暫時休憩いたします。

午後 2 時 40 分休憩

午後 5 時 40 分開議

○議長（山岸喜昭君）休憩前に引き続き会議を開きます。

●委員会審査報告書提出報告

○議長（山岸喜昭君）次に、お手元に配付いたしましたとおり、各委員長から委員会審査報告書の提出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「3 委員会審査報告書」参照〕

●各委員長の報告

○議長（山岸喜昭君）各委員長の報告案件を本日の日程に追加いたします。

各委員長の報告案件を一括して議題といたします。

最初に、県民文化健康福祉委員長の報告を求めます。

小山仁志委員長。

〔27番小山仁志君登壇〕

○27番（小山仁志君）県民文化健康福祉委員会に付託されました議案に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（山岸喜昭君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第 1 号の予算案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり決定いたし

ました。

○議長（山岸喜昭君）次に、産業観光企業委員長の報告を求めます。

宮下克彦委員長。

〔29番宮下克彦君登壇〕

○29番（宮下克彦君）産業観光企業委員会に付託されました議案に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（山岸喜昭君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号の予算案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（山岸喜昭君）次に、農政林務委員長の報告を求めます。

中川博司委員長。

〔37番中川博司君登壇〕

○37番（中川博司君）農政林務委員会に付託されました議案に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（山岸喜昭君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号の予算案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（山岸喜昭君）次に、危機管理建設委員長の報告を求めます。

大畑俊隆委員長。

〔30番大畑俊隆君登壇〕

○30番（大畑俊隆君）危機管理建設委員会に付託されました議案に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（山岸喜昭君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）質疑を終局いたします。

○議長（山岸喜昭君）次に、環境文教委員長の報告を求めます。

花岡賢一委員長。

〔21番花岡賢一君登壇〕

○21番（花岡賢一君）環境文教委員会に付託されました議案に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（山岸喜昭君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号の予算案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（山岸喜昭君）次に、総務企画警察委員長の報告を求めます。

寺沢功希委員長。

〔31番寺沢功希君登壇〕

○31番（寺沢功希君）総務企画警察委員会に付託されました議案に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（山岸喜昭君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号の予算案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（山岸喜昭君）次に、各委員長の報告中、第1号「令和6年度長野県一般会計補正予算案」につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、各委員長の報告はいずれも原案可決であります。本案、各委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は各委員長の報告どおり可決されました。

○議長（山岸喜昭君）以上で今臨時会における案件を全部議了いたしました。

知事から挨拶があります。

阿部知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）本臨時会に提出いたしました議案につきまして慎重かつ速やかな御審議をいただき、御議決を賜りましたこと、心より感謝申し上げます。

議員各位から頂戴いたしました御意見を十分に受け止め、お認めいただいた予算の早期執行に努めてまいります。

議員各位におかれては、引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）以上で本臨時会を閉会いたします。

午後5時49分閉会

議 案 等 の 部

議案等の部目次

1 議案

(令和7年1月17日上程・同日可決)

第1号	令和6年度長野県一般会計補正予算(第5号)案	1
第2号	令和6年度長野県県営林経営費特別会計補正予算(第1号)案	16
第3号	令和6年度長野県総合リハビリテーション事業会計補正予算(第2号)案	18
第4号	令和6年度長野県流域下水道事業会計補正予算(第1号)案	20
第5号	令和6年度長野県電気事業会計補正予算(第1号)案	21
第6号	令和6年度長野県水道事業会計補正予算(第1号)案	23
第7号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	25
第8号	長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	60
第9号	長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	81

2 諸般の報告

説明のため議会へ出席を要求した者の氏名	117
現金出納検査結果	118
人事委員会意見回答	120

3 委員会審査報告書

県民文化健康福祉委員会	121
産業観光企業委員会	122
農政林務委員会	123
危機管理建設委員会	124
環境文教委員会	125
総務企画警察委員会	126

第 1 号

令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 5 号）案

令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 810 億 7,982 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 兆 960 億

1,758 万 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		歳出		入	
款	項	項	項	補正前の額	補正額
				千円	千円
5	地方交付税			209,812,000	7,296,119
		1	地方交付税	209,812,000	7,296,119
7	分担金及び負担金			1,991,309	592,725
		1	分担金	173,201	4,200
		2	負担金	1,818,108	588,525
9	国庫支出金			121,173,092	38,216,051
		1	国庫負担金	60,969,611	6,649,056
		2	国庫補助金	57,037,307	31,566,995
14	諸収入			165,621,739	2,925
		4	受託事業収入	2,976,004	2,925
15	県債			76,073,000	34,972,000
		1	県債	76,073,000	34,972,000
					217,108,119
					217,108,119
					2,584,034
					177,401
					2,406,633
					159,389,143
					67,618,667
					88,604,302
					165,624,664
					2,978,929
					111,045,000
					111,045,000

歳 入 合 計		歳 出		補 正 額		計
				千円		千円
				補正前の額		計
				千円		千円
1	議 会 費			1,461,133	11,321	1,472,454
		1	議 会 費	1,461,133	11,321	1,472,454
2	総 務 費			44,011,872	1,688,498	45,700,370
		1	総 務 管 理 費	20,338,304	1,160,983	21,499,287
		2	企 画 費	6,894,548	317,319	7,211,867
		3	徴 税 費	6,204,645	44,544	6,249,189
		6	防 災 費	2,301,645	120,496	2,422,141
		9	生 活 文 化 費	3,842,392	39,009	3,881,401
		11	人 事 委 員 会 費	100,698	2,515	103,213
		12	監 査 委 員 費	136,951	3,632	140,583
3	民 生 費			136,922,754	3,250,726	140,173,480

4	衛 生 費	1	社 会 福 祉 費	94,682,845	2,715,040	97,397,885
		2	児 童 福 祉 費	21,479,444	168,527	21,647,971
		3	障 が い 福 祉 費	18,344,755	364,259	18,709,014
		4	生 活 保 護 費	2,415,710	2,900	2,418,610
				24,696,390	4,120,410	28,816,800
		1	医 務 費	7,232,241	2,619,529	9,851,770
		2	保 健 所 費	2,328,523	60,989	2,389,512
		4	公 衆 衛 生 費	9,065,652	1,276,648	10,342,300
		5	環 境 衛 生 費	338,116	102,272	440,388
		6	薬 務 費	199,210	60,972	260,182
5	労 働 費			3,026,991	149,203	3,176,194
		2	職 業 能 力 開 発 費	2,018,926	102,578	2,121,504
		3	雇 用 対 策 費	763,707	45,366	809,073
		4	労 働 委 員 会 費	68,928	1,259	70,187
6	環 境 費			5,208,226	909,938	6,118,164

1	環境管理費	3, 106, 902	867, 030	3, 973, 932
3	環境自然保護費	717, 598	42, 908	760, 506
7	農林水産業費			
1	農業費	42, 230, 587	6, 749, 317	48, 979, 904
2	畜産業費	12, 026, 937	825, 786	12, 852, 723
3	農地費	1, 126, 383	411, 892	1, 538, 275
4	林地業費	14, 465, 835	2, 473, 382	16, 939, 217
8	商工費	14, 315, 427	3, 038, 257	17, 353, 684
1	商工費	163, 583, 406	1, 073, 639	164, 657, 045
2	観光費	162, 784, 153	1, 065, 157	163, 849, 310
9	土木費	799, 253	8, 482	807, 735
1	土木管理費	121, 294, 023	55, 013, 639	176, 307, 662
2	道路橋梁費	4, 181, 451	195, 638	4, 377, 089
3	河川費	61, 595, 579	18, 716, 857	80, 312, 436
4	砂防費	11, 368, 395	11, 166, 083	22, 534, 478
		12, 912, 089	10, 909, 600	23, 821, 689

10	警察費	5	都市計畫費	12,603,023	3,330,495	15,933,518
		8	直轄事業負擔金	12,482,573	10,694,966	23,177,539
				46,929,279	974,689	47,903,968
		1	警察管理費	41,923,763	940,539	42,864,302
		2	警察活動費	5,005,516	34,150	5,039,666
11	教育費			200,082,324	7,138,440	207,220,764
		1	教育總務費	16,659,851	2,680,057	19,339,908
		2	小學校費	65,169,864	1,632,688	66,802,552
		3	中學校費	41,928,935	1,012,843	42,941,778
		4	特別支援學校費	20,961,001	826,988	21,787,989
		5	高等學校費	44,510,981	958,085	45,469,066
		6	大學費	1,888,614	16,692	1,905,306
		7	社會教育費	718,606	5,489	724,095
		8	保健體育費	8,244,472	5,598	8,250,070
	歲出合計			1,014,937,768	81,079,820	1,096,017,588

第2表 繰越明許費補正

款 項		事業名	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2	総務費 1 総務管理費	中長期修繕・改修事業費	149,400	756,473	905,873
2	総務費 2 企画費	鉄道振興対策費	-	137,941	137,941
2	総務費 2 企画費	バス等振興対策費	-	85,500	85,500
2	総務費 2 企画費	空港管理費	-	25,237	25,237
2	総務費 6 防災費	防災対策推進費	-	108,569	108,569
3	民生費 1 社会福祉費	社会福祉施設等価格高騰対策支援事業費	-	70,000	70,000
3	民生費 1 社会福祉費	地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費	-	189,590	189,590
3	民生費 1 社会福祉費	介護人材確保・養成事業費	-	361,124	361,124
3	民生費 1 社会福祉費	高齢者福祉施設災害等対策事業費	-	562,018	562,018
3	民生費 1 社会福祉費	認知症施策総合推進事業費	-	3,845	3,845
3	民生費 1 社会福祉費	生活困窮者への生活必需品支援事業費	-	24,140	24,140
3	民生費 1 社会福祉費	生活困窮者価格高騰特別対策事業費	-	1,277,339	1,277,339
3	民生費 2 児童福祉費	児童保護措置費	-	7,903	7,903
3	民生費 2 児童福祉費	児童扶養手当給付事業費	-	60,821	60,821

3	民	生	費	2	児 童 福 祉 費	子どもの居場所づくり推進事業費	-	31,983	31,983
3	民	生	費	2	児 童 福 祉 費	放課後児童健全育成事業費	-	35,498	35,498
3	民	生	費	3	障 がい 福 祉 費	社会福祉施設等整備事業費	-	318,399	318,399
3	民	生	費	4	生 活 保 護 費	生活保護事務費	-	2,900	2,900
4	衛	生	費	1	医 務 費	医療対策費	-	444,017	444,017
4	衛	生	費	4	公 衆 衛 生 費	周産期医療対策費	-	271,500	271,500
4	衛	生	費	4	公 衆 衛 生 費	精神医療等対策費	-	771,552	771,552
4	衛	生	費	4	公 衆 衛 生 費	口腔衛生費	-	88,360	88,360
4	衛	生	費	5	環 境 衛 生 費	公衆浴場対策費	-	870	870
4	衛	生	費	5	環 境 衛 生 費	犬等管理所運営費	-	99,592	99,592
4	衛	生	費	6	薬 務 費	医薬品等安全対策費	-	60,972	60,972
5	労	働	費	2	職業能力開発費	技術専門校職業訓練事業費	-	66,879	66,879
5	労	働	費	3	雇 用 対 策 費	女性若者応援貸上げ・生産性向上促進事業費	-	45,366	45,366
6	環	境	費	1	環 境 管 理 費	地球温暖化対策事業費	-	817,221	817,221
6	環	境	費	3	環境自然保護費	自然公園施設整備事業費	-	42,908	42,908
7	農 林 水 産 業	費	1	農 業 費	「おいしい信州ふーど」の魅力発信事業費		-	6,692	6,692
7	農 林 水 産 業	費	1	農 業 費	農産振興対策事業費		-	49,000	49,000

7	農林水産業費	1	農	業	費	農業改良普及事業費	-	8,030	8,030
7	農林水産業費	1	農	業	費	農業大学校費	-	16,660	16,660
7	農林水産業費	1	農	業	費	園芸振興総合対策事業費	-	72,000	72,000
7	農林水産業費	1	農	業	費	特産物振興対策事業費	-	179,700	179,700
7	農林水産業費	1	農	業	費	次世代を担う農業経営体応援事業費	-	267,937	267,937
7	農林水産業費	1	農	業	費	地籍調査事業費	-	57,715	57,715
7	農林水産業費	2	畜産	業	費	地域畜産対策事業費	-	175,304	175,304
7	農林水産業費	2	畜産	業	費	食肉流通対策事業費	-	203,781	203,781
7	農林水産業費	3	農地	地	費	県営かんがい排水事業費	70,870	296,925	367,795
7	農林水産業費	3	農地	地	費	県営畑地帯総合土地改良事業費	126,550	255,034	381,584
7	農林水産業費	3	農地	地	費	経営体育成基盤整備事業費	228,710	446,250	674,960
7	農林水産業費	3	農地	地	費	県営中山間総合整備事業費	81,000	63,000	144,000
7	農林水産業費	3	農地	地	費	県営農村地域防災減災事業費	249,060	1,074,858	1,323,918
7	農林水産業費	3	農地	地	費	団体営農村地域防災減災事業費	95,377	337,315	432,692
7	農林水産業費	4	林業	業	費	高性能林業機械導入推進事業費	-	56,259	56,259
7	農林水産業費	4	林業	業	費	特用林産地振興総合対策事業費	-	16,000	16,000
7	農林水産業費	4	林業	業	費	木材産業循環成長対策事業費	-	540,072	540,072

7	農林水産業費	4	林業	費	公共林道事業費	-	60,797	60,797
7	農林水産業費	4	林業	費	公共治山事業費	94,283	1,318,800	1,413,083
7	農林水産業費	4	林業	費	松林健全化推進事業費	-	100,335	100,335
7	農林水産業費	4	林業	費	信州の森林づくり事業費	-	803,866	803,866
8	商工費	1	商工	費	貿易奨励費	-	7,359	7,359
8	商工費	1	商工	費	中小企業支援センター事業費	-	23,904	23,904
8	商工費	1	商工	費	特別高圧受電事業者電気料金負担軽減事業費	-	187,000	187,000
8	商工費	1	商工	費	信州地酒振興事業費	-	12,953	12,953
8	商工費	1	商工	費	液化石油ガス価格高騰対策事業費	-	668,992	668,992
8	商工費	1	商工	費	営繕工事業費	-	35,030	35,030
8	商工費	1	商工	費	海外販路開拓事業費	-	72,275	72,275
9	土木費	2	道路橋梁	費	舗装補修費	381,819	229,091	610,910
9	土木費	2	道路橋梁	費	橋梁補修費	5,173,912	7,575,298	12,749,210
9	土木費	2	道路橋梁	費	災害防除道路費	3,185,947	2,719,840	5,905,787
9	土木費	2	道路橋梁	費	雪寒対策道路費	495,756	279,433	775,189
9	土木費	2	道路橋梁	費	交通安全施設費	2,408,870	813,588	3,222,458
9	土木費	2	道路橋梁	費	電線共同溝整備費	283,000	679,350	962,350

9	土	木	費	2	道路橋梁費	市町村基幹道路整備費	914,760	367,912	1,282,672
9	土	木	費	2	道路橋梁費	道路改築費	25,359,547	6,052,345	31,411,892
9	土	木	費	3	河川	河川改修費	73,600	6,300,000	6,373,600
9	土	木	費	3	河川	浸水対策重点地域緊急事業費	173,788	537,600	711,388
9	土	木	費	3	河川	堰堤改良費	245,423	1,496,753	1,742,176
9	土	木	費	3	河川	大規模特定河川事業費	1,113,833	2,423,400	3,537,233
9	土	木	費	3	河川	ダム建設費	336,000	408,330	744,330
9	土	木	費	4	砂防	通常砂防費	5,213,186	4,354,480	9,567,666
9	土	木	費	4	砂防	火山砂防費	890,000	740,480	1,630,480
9	土	木	費	4	砂防	火山噴火緊急減災対策費	27,990	5,200	33,190
9	土	木	費	4	砂防	特定緊急砂防費	179,945	1,133,600	1,313,545
9	土	木	費	4	砂防	地すべり対策費	1,320,000	2,883,920	4,203,920
9	土	木	費	4	砂防	急傾斜地崩壊対策費	2,114,350	1,594,320	3,708,670
9	土	木	費	4	砂防	雪崩対策費	85,650	197,600	283,250
9	土	木	費	5	都市計画	街路費	4,300,174	422,100	4,722,274
9	土	木	費	5	都市計画	都市公園事業費	4,253,600	2,908,395	7,161,995
11	教	育	費	1	教育総務費	私立学校振興費	-	4,204	4,204

11	教 育 費	4	特別支援学校費	特別支援学校整備事業費	-	213,498	213,498
11	教 育 費	4	特別支援学校費	特別支援学校運営費	44,940	109,018	153,958
11	教 育 費	8	保 健 体 育 費	学校給食管理指導費	-	2,990	2,990
繰越明許費合計					61,264,686	58,635,105	119,899,791

第3表 債務負担行為補正

追 加 事 項	期 間	限 度 額
公共林道事業	令和6年度～令和7年度	147,110
公共治山事業	令和6年度～令和7年度	110,000
通常砂防事業	令和7年度～令和10年度	1,900,000
街路事業	令和7年度～令和15年度	1,010,000

第4表 地方債補正

起債の目的	補正前 の 限度額	補正額	補正後 の 限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域鉄道整備事業費	千円 204,000	千円 20,000	千円 224,000	1 資金 政府資金、銀行その他 2 方法 普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。) 3 その他 発行価格が額面金額を 下回るときは、それぞれ の発行価格差減額を埋め るために必要な金額をそ れぞれの限度額に加算し た金額を限度額とする。	5.0% 以内	1 政府資金については、 その融通条件による。 2 銀行その他の資金につ いては、その債権者との 協定による。
県有施設整備事業費	2,528,000	547,000	3,075,000			
空港整備事業費	12,000	18,000	30,000			
防災対策推進事業費	—	4,000	4,000			
社会福祉施設整備事業費	396,000	122,000	518,000			
技術専門校整備事業費	2,000	48,000	50,000			
自然公園施設整備事業費	3,000	19,000	22,000			
農業農村整備事業費	3,055,000	699,000	3,754,000			
治山事業費	2,166,000	684,000	2,850,000			
林道事業費	97,000	11,000	108,000			
河川事業費	5,667,000	5,632,000	11,299,000			
砂防事業費	6,035,000	5,549,000	11,584,000			

都市計画事業費	4,217,000	1,681,000	5,898,000		
道路事業費	24,666,000	8,971,000	33,637,000		
直轄事業費	11,692,000	10,692,000	22,384,000		
特別支援学校整備事業費	957,000	112,000	1,069,000		
現年災害復旧費	1,769,000	76,000	1,845,000		
中 信 犬 等 管 理 所 除 却 事 業 費	—	87,000	87,000		
合 計	76,073,000	34,972,000	111,045,000		

第 2 号

令和 6 年度長野県営林経営特別会計補正予算（第 1 号）案

令和 6 年度長野県営林経営特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,464万9千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

款	歳入	歳入歳出予算補正	歳入歳出予算補正後の総額	歳入歳出予算補正後の総額	歳入歳出予算補正後の総額
3 繰上	金	217,986	853	218,839	千円
1 一般会計繰入金	金	211,036	853	211,889	千円
歳入合計	金	383,796	853	384,649	千円

歳 出		補 正 額		補正前の額		計	
款 項		千円		千円		千円	
1	県営林経営費			383,796	853	384,649	
	1 管 理 費			41,730	853	42,583	
歳	出 合 計			383,796	853	384,649	

第 3 号

令和6年度長野県総合リハビリテーション事業会計補正予算（第2号）案

（総 則）

第1条 令和6年度長野県総合リハビリテーション事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度長野県総合リハビリテーション事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 リハビリテーション事業収益	1,794,896 ^{千円}	29,913 ^{千円}	1,824,809 ^{千円}
第2項 運 営 事 業 外 収 益	1,141,863	29,913	1,171,776
科 目	支 出		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 リハビリテーション事業費用	1,794,896 ^{千円}	29,913 ^{千円}	1,824,809 ^{千円}
第1項 運 営 事 業 費 用	1,794,316	29,913	1,824,229

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第7条中「職員給与費 11億1,404万7千円」を「職員給与費 11億4,396万円」に改める。

第 4 号

令和6年度長野県流域下水道事業会計補正予算（第1号）案

（総 則）

第1条 令和6年度長野県流域下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度長野県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	支 出		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 下水道事業費用	13,142,143 千円	0 千円	13,142,143 千円
第1項 営業費用	12,681,745	△ 1,219	12,680,526
第2項 営業外費用	460,398	1,219	461,617

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第9条中「職員給与費 5億5,835万1千円」を「職員給与費 5億7,175万3千円」に改める。

第 5 号

令和 6 年度長野県電気事業会計補正予算（第 1 号）案

（総 則）

第 1 条 令和 6 年度長野県電気事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 6 年度長野県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条第 2 号中

「水力発電設備整備事業 168 億 7,882 万 3 千円」

を

「水力発電設備整備事業 168 億 9,129 万 7 千円」

に改める。

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	支 出	
	既決予定額 千円	補正予定額 千円
第 1 款 電 気 事 業 費 用	4,918,965	13,685
第 1 項 営 業 費 用	4,762,964	13,685
		計 4,932,650 千円
		4,776,649

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文かっこ書「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額42億4,083万7千円は、過年度分損益勘定留保資金20億5,363万2千円、当年度分損益勘定留保資金6億6,662万円、こどもの未来支援積立金5,000万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額14億7,058万5千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額42億5,331万1千円は、過年度分損益勘定留保資金8億353万5千円、減債積立金7億4,124万3千円、建設改良積立金11億8,794万8千円、こどもの未来支援積立金5,000万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額14億7,058万5千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	支 出		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 資本的支出	18,008,837千円	12,474千円	18,021,311千円
第1項 建設改良費	16,921,943	12,474	16,934,417

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条中「(1) 職員給与費 7億9,938万3千円」を「(1) 職員給与費 8億2,554万2千円」に改める。

第 6 号

令和 6 年度長野県水道事業会計補正予算（第 1 号）案

（総 則）

第 1 条 令和 6 年度長野県水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 6 年度長野県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条第 1 号中

「主要な建設改良事業 拡張改良事業 23億3,588万 9 千円」
を

「主要な建設改良事業 拡張改良事業 23億4,026万 8 千円」
に改める。

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	支 出		計
	既決予定額 千円	補正予定額 千円	
第 1 款 水道事業費用	5,412,789	14,236	5,427,025
第 1 項 営業費用	5,090,733	14,236	5,104,969

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文かっこ書「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額27億4,687万円は、過年度分損益勘定留保資金17億2,254万円、当年度分損益勘定留保資金7億9,798万3千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2億2,634万7千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額27億5,124万9千円は、過年度分損益勘定留保資金15億5,095万3千円、当年度分損益勘定留保資金5億4,916万9千円、減債積立金4億2,478万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2億2,634万7千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	支 出		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 資本的支出	4,578,038千円	4,379千円	4,582,417千円
第1項 建設改良費	2,891,683	4,379	2,896,062

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条中「(1) 職員給与費 6億2,337万9千円」を「(1) 職員給与費 6億4,199万4千円」に改める。

第 7 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第 1 条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第17条の12第 1 項中「別表第 5 に掲げる」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において人事委員会が定める」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第17条の10第 1 項第 1 号の規定に該当する職員 370, 400円
- (2) 第17条の10第 1 項第 2 号の規定に該当する職員 50, 000円
- (3) 第17条の10第 1 項第 3 号の規定に該当する職員 10, 000円
- (4) 第17条の10第 1 項第 4 号の規定に該当する職員 2, 500円

第34条第 1 項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同条第 2 項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の58.75」を「100分の61.25」に改める。

第36条第 1 項第 1 号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同項第 2 号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に、「100分の58.75」を「100分の61.25」に改める。

第38条第 1 号中「17, 800円」を「19, 800円」に改め、同条第 2 号中「10, 200円」を「11, 400円」に改め、同条第 3 号中「7, 360円」を「8, 200円」に改める。

附則第27項を削る。

附則第28項中「第26項の規定による給料を」を「前項の規定による給料を」に改め、同項を附則第27項とし、附則第29項を附則

第28項とする。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

(別表第1) (第6条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 187,500	円 235,000	円 267,000	円 293,500	円 316,500	円 342,300	円 381,500	円 424,600	円 475,600
	2	188,600	236,500	268,000	295,200	318,300	344,200	384,200	427,100	478,800
	3	189,800	238,100	269,000	296,700	320,000	346,100	386,500	429,700	481,900
	4	190,900	239,600	270,000	298,200	321,500	347,900	388,800	432,100	484,900
	5	192,100	241,100	271,100	299,800	323,000	349,600	390,700	434,000	488,000
	6	193,800	242,600	272,100	301,300	324,300	351,400	393,100	436,200	491,100
	7	195,400	244,200	273,100	302,700	325,600	353,000	395,200	438,300	494,100
	8	197,100	245,700	274,100	304,100	327,000	354,800	397,300	440,600	497,300
	9	198,700	247,200	275,100	305,300	328,300	356,400	399,300	442,500	500,100
	10	200,400	248,700	276,200	306,800	330,100	358,100	401,700	444,700	503,200
	11	202,100	250,100	277,200	308,400	332,000	359,800	403,900	446,800	506,300
	12	203,700	251,500	278,200	309,800	333,700	361,400	406,200	448,800	509,500
	13	205,400	252,800	279,200	311,200	335,400	362,900	408,400	450,500	512,200
	14	207,100	254,000	280,300	312,300	337,200	364,700	410,800	452,300	514,600
	15	208,800	255,200	281,300	313,400	338,900	366,300	413,000	454,300	516,900

16	210, 600	256, 400	282, 400	314, 600	340, 600	367, 900	415, 300	456, 200	519, 300
17	211, 900	257, 600	283, 400	315, 800	342, 300	369, 600	417, 200	458, 100	521, 300
18	213, 500	258, 700	284, 800	317, 500	344, 000	371, 400	419, 100	459, 900	522, 700
19	215, 200	259, 800	286, 100	319, 100	345, 800	372, 900	421, 100	461, 700	524, 300
20	216, 700	260, 900	287, 300	320, 700	347, 400	374, 600	422, 900	463, 500	525, 700
21	218, 200	262, 000	288, 600	322, 300	348, 900	376, 000	424, 800	465, 300	526, 900
22	219, 900	263, 000	290, 000	323, 900	350, 600	377, 600	426, 600	466, 900	528, 400
23	221, 500	264, 000	291, 200	325, 500	352, 200	379, 300	428, 400	468, 300	529, 900
24	223, 100	265, 000	292, 400	327, 200	353, 700	380, 800	430, 300	469, 800	531, 400
25	224, 800	266, 100	293, 500	328, 700	355, 200	382, 800	431, 900	471, 200	532, 600
26	226, 500	267, 000	294, 800	330, 400	356, 900	384, 700	433, 400	472, 600	533, 700
27	227, 800	267, 900	296, 100	332, 100	358, 500	386, 600	435, 000	473, 900	534, 900
28	229, 200	268, 800	297, 400	333, 700	360, 200	388, 500	436, 500	475, 100	536, 100
29	230, 500	269, 600	298, 800	335, 100	361, 400	390, 000	438, 000	476, 200	537, 200
30	231, 600	270, 400	299, 800	336, 900	362, 900	391, 800	439, 400	476, 900	538, 100
31	232, 700	271, 300	300, 800	338, 600	364, 500	393, 600	440, 700	477, 600	539, 000
32	233, 900	272, 100	301, 900	340, 200	366, 000	395, 200	441, 900	478, 300	539, 900
33	235, 000	272, 800	303, 000	341, 500	367, 700	397, 000	443, 100	479, 000	540, 700
34	236, 100	273, 600	304, 300	343, 400	369, 600	398, 400	444, 500	479, 700	541, 700
35	237, 200	274, 400	305, 400	345, 100	371, 300	399, 800	445, 800	480, 300	542, 400
36	238, 400	275, 100	306, 600	346, 800	373, 000	401, 200	447, 000	481, 000	542, 900
37	239, 500	275, 900	307, 800	348, 300	374, 500	402, 700	448, 300	481, 500	543, 600
38	240, 500	276, 700	309, 200	349, 900	375, 800	403, 900	449, 100	482, 100	544, 200

85	261, 200	303, 200	351, 600	391, 100	404, 800	424, 800
86	261, 600	303, 600	352, 000	391, 600	405, 100	
87	261, 900	303, 900	352, 400	392, 000	405, 400	
88	262, 200	304, 200	352, 800	392, 500	405, 600	
89	262, 500	304, 500	353, 100	392, 900	405, 800	
90	262, 800	304, 800	353, 500	393, 400	406, 200	
91	263, 100	305, 100	353, 900	393, 800	406, 500	
92	263, 400	305, 500	354, 300	394, 200	406, 700	
93	263, 700	305, 700	354, 500	394, 500	406, 900	
94		305, 900	355, 000	395, 000		
95		306, 200	355, 400	395, 400		
96		306, 600	355, 800	395, 800		
97		306, 800	356, 000	396, 100		
98		307, 100	356, 400	396, 600		
99		307, 500	356, 800	397, 100		
100		307, 900	357, 100	397, 500		
101		308, 200	357, 400	397, 800		
102		308, 500	357, 800			
103		308, 800	358, 200			
104		309, 100	358, 600			
105		309, 300	359, 100			
106		309, 600	359, 600			
107		309, 900	360, 000			
108		310, 200	360, 400			

[illegible]

(別表第2) (第6条関係)

研究職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 187,900	円 239,000	円 318,400	円 363,100	円 408,600
	2	189,000	243,400	320,300	364,600	411,300
	3	190,200	246,100	322,300	366,000	413,900
	4	191,400	248,900	324,200	367,300	416,500
	5	192,500	251,500	326,000	368,500	418,600
	6	194,600	253,200	327,900	369,800	421,100
	7	196,800	254,700	329,700	371,000	423,500
	8	198,900	256,200	331,500	372,100	425,900
	9	201,100	257,800	333,200	373,200	428,200
	10	203,100	259,900	335,200	374,700	430,700
	11	205,100	262,100	337,300	376,000	433,100
	12	207,200	264,100	339,300	377,300	435,500
	13	209,200	266,200	341,200	378,700	437,800
	14	211,200	268,500	343,200	380,100	440,600
	15	213,100	270,900	345,100	381,500	443,300
	16	215,000	273,100	347,100	382,900	446,100
	17	216,700	275,300	348,900	384,200	448,700

18	218, 500	277, 800	350, 600	385, 600	451, 200
19	220, 400	280, 300	352, 200	387, 000	453, 800
20	222, 200	282, 700	353, 800	388, 500	456, 200
21	224, 100	285, 100	355, 500	389, 900	458, 700
22	225, 900	287, 200	356, 500	391, 300	461, 300
23	227, 600	289, 300	357, 500	392, 800	464, 000
24	229, 400	291, 400	358, 500	394, 200	466, 300
25	231, 100	293, 400	359, 700	395, 600	468, 600
26	233, 200	295, 400	361, 000	397, 200	470, 900
27	235, 200	297, 300	362, 200	398, 600	473, 500
28	237, 100	299, 300	363, 400	400, 000	475, 900
29	239, 100	301, 200	364, 700	401, 500	478, 500
30	240, 200	302, 700	365, 800	403, 000	481, 100
31	241, 300	304, 300	366, 900	404, 500	483, 600
32	242, 400	305, 800	368, 000	406, 000	486, 100
33	243, 900	307, 300	369, 200	407, 600	488, 400
34	245, 400	308, 900	370, 200	409, 200	490, 900
35	246, 900	310, 400	371, 200	410, 900	493, 300
36	248, 500	311, 800	372, 200	412, 600	495, 900
37	250, 000	313, 300	373, 100	413, 800	498, 300
38	251, 600	314, 200	374, 100	415, 200	500, 900
39	253, 300	315, 100	374, 900	416, 700	503, 300
40	254, 900	316, 000	375, 700	418, 000	505, 900

41	256,500	316,800	376,400	419,300	508,200
42	258,100	317,300	377,200	420,700	510,500
43	259,600	317,900	378,000	422,200	512,700
44	261,100	318,400	378,900	423,700	515,000
45	262,700	318,900	379,700	425,000	516,600
46	264,000	319,400	380,500	426,200	518,200
47	265,200	319,900	381,300	427,800	519,800
48	266,500	320,400	382,100	429,300	521,300
49	267,700	320,800	383,000	430,700	523,100
50	268,800	321,300	384,300	432,100	524,500
51	269,900	321,800	385,600	433,500	525,900
52	271,100	322,400	386,800	435,000	527,500
53	272,200	322,800	387,600	436,400	528,600
54	273,300	323,300	388,600	437,800	529,800
55	274,300	323,700	389,400	439,300	531,000
56	275,300	324,100	390,100	440,700	532,300
57	276,400	324,500	390,800	441,800	533,200
58	277,100	324,900	391,500	443,100	534,200
59	277,700	325,300	392,300	444,600	535,200
60	278,300	325,700	393,000	445,900	536,200
61	278,900	326,100	393,600	446,700	537,400
62	279,500	326,800	394,300	447,500	538,300
63	280,200	327,400	395,100	448,500	539,000
64	280,800	328,000	395,900	449,400	539,700

定年前
再任用
短時間
勤務職
員以外
の職員

65	281,400	328,500	396,500	450,200	540,500
66	282,000	329,100	397,400	451,000	541,300
67	282,600	329,700	398,100	451,600	542,200
68	283,200	330,300	398,800	452,400	543,000
69	283,800	330,800	399,400	452,900	543,700
70	284,500	331,500	400,100	453,500	544,500
71	285,300	332,100	400,800	454,000	545,300
72	286,000	332,700	401,600	454,500	546,200
73	286,600	333,200	402,300	455,000	546,900
74	287,300	333,900	402,900		
75	288,000	334,600	403,500		
76	288,700	335,300	404,200		
77	289,300	336,000	404,900		
78	290,100	336,800	405,400		
79	290,800	337,500	406,000		
80	291,400	338,200	406,700		
81	292,000	338,900	407,200		
82	292,700	339,700	407,800		
83	293,400	340,400	408,400		
84	294,100	341,100	408,900		
85	294,700	341,600	409,400		
86	295,400	342,100	409,900		
87	296,100	342,500	410,400		

88	296,700	342,900	411,200
89	297,300	343,200	411,600
90	298,000	343,700	412,100
91	298,800	344,100	412,600
92	299,400	344,500	413,300
93	300,000	344,800	413,700
94	300,700	345,200	414,200
95	301,300	345,700	414,700
96	301,900	346,100	415,500
97	302,200	346,600	415,900
98	302,800	347,100	
99	303,500	347,600	
100	304,000	348,100	
101	304,500	348,600	
102	304,900	349,100	
103	305,300	349,600	
104	305,700	350,200	
105	306,100	350,600	
106	306,600	351,000	
107	307,100	351,500	
108	307,400	351,900	
109	307,600	352,400	
110	308,100	352,800	

111	308,400	353,200		
112	308,600	353,600		
113	308,900	354,100		
114	309,200	354,500		
115	309,500	355,000		
116	309,800	355,400		
117	310,100	355,900		
118	310,400	356,300		
119	310,600	356,700		
120	310,900	357,100		
121	311,200	357,500		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円	円	円	円
	226,600	269,300	294,900	338,600
				399,100

(備考) この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに適用する。

(別表第3) (第6条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	297,700	378,000	436,000	495,000
	2	300,100	380,700	438,000	496,800
	3	302,400	383,300	440,100	498,600
	4	304,700	385,800	442,000	500,500
	5	306,800	388,400	444,000	502,300
	6	310,400	391,100	445,600	504,000
	7	314,000	393,900	447,200	505,800
	8	317,500	396,500	448,900	507,500
	9	320,900	398,700	450,500	509,300
	10	324,500	401,200	452,300	511,400
	11	328,000	403,800	454,200	513,600
	12	331,500	406,400	456,000	515,700
	13	334,900	409,000	457,900	517,700
	14	338,500	411,800	459,700	519,700
	15	342,000	414,400	461,500	521,800
	16	345,500	417,000	463,400	523,900
	17	348,900	419,400	465,000	525,800
	18	352,100	421,700	467,100	527,900
	19	355,300	423,800	469,000	529,900
	20	358,400	426,000	470,900	531,700

21	361, 700	428, 100	472, 400	533, 600
22	364, 900	429, 700	474, 200	535, 400
23	368, 000	431, 200	476, 000	537, 300
24	371, 100	432, 700	477, 900	539, 100
25	374, 200	434, 200	479, 700	540, 700
26	376, 500	435, 700	481, 600	542, 600
27	378, 900	437, 200	483, 400	544, 400
28	381, 100	438, 600	485, 200	546, 300
29	383, 100	440, 100	487, 100	547, 900
30	384, 800	441, 600	488, 900	549, 700
31	386, 500	443, 100	490, 800	551, 600
32	388, 400	444, 600	492, 600	553, 300
33	390, 200	446, 000	494, 400	554, 900
34	392, 000	447, 500	496, 400	556, 800
35	393, 700	449, 100	498, 300	558, 500
36	395, 100	450, 500	500, 300	560, 300
37	396, 500	451, 900	502, 200	561, 800
38	398, 100	453, 400	503, 900	563, 400
39	399, 600	454, 800	505, 800	564, 900
40	401, 100	456, 200	507, 600	566, 500
41	402, 700	457, 700	509, 300	568, 000
42	403, 400	459, 100	511, 100	569, 400
43	404, 000	460, 500	512, 900	570, 900

44	404,700	461,900	514,600	572,200
45	405,600	463,400	516,000	573,400
46	406,300	464,800	517,700	574,500
47	406,900	466,200	519,600	575,500
48	407,500	467,700	521,300	576,500
49	408,100	469,100	522,900	577,500
50	408,600	470,800	524,200	578,400
51	409,100	472,500	525,500	579,400
52	409,600	474,100	526,800	580,300
53	410,100	475,700	527,900	581,100
54	410,500	477,000	529,200	582,000
55	411,000	478,200	530,500	582,900
56	411,400	479,300	531,800	583,900
57	411,800	480,300	532,900	584,800
58	412,200	481,400	533,700	585,700
59	412,600	482,300	534,500	586,600
60	413,000	483,100	535,300	587,300
61	413,400	483,800	536,200	588,300
62	413,800	484,500	537,100	589,200
63	414,200	485,200	537,900	590,100
64	414,600	485,900	538,600	591,000
65	414,900	486,600	539,400	591,900
66		487,300	540,200	

定年前
再任用
短時間
勤務職
員以外
の職員

67	487, 900	540, 900
68	488, 500	541, 900
69	488, 800	542, 800
70	489, 400	543, 600
71	490, 200	544, 500
72	490, 900	545, 400
73	491, 300	546, 300
74	491, 900	547, 200
75	492, 600	548, 100
76	493, 300	548, 800
77	493, 700	549, 600
78	494, 300	550, 500
79	495, 000	551, 500
80	495, 500	552, 400
81	496, 000	553, 200
82	496, 500	554, 100
83	497, 000	555, 000
84	497, 500	556, 000
85	497, 900	556, 800
86	498, 400	557, 700
87	498, 800	558, 600
88	499, 300	559, 500
89	499, 900	560, 400

	90	500, 500		
	91	501, 100		
	92	501, 500		
	93	502, 000		
	94	502, 600		
	95	503, 200		
	96	503, 700		
	97	504, 300		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円
		308, 300	408, 200	483, 600

(備考) この表は、医師又は歯科医師である職員で人事委員会の定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 192, 700	円 232, 300	円 264, 100	円 284, 600	円 310, 100	円 348, 500	円 387, 800
	2	194, 800	233, 700	265, 300	285, 500	311, 600	350, 300	390, 100
	3	197, 000	235, 000	266, 500	286, 300	313, 200	352, 000	392, 500

4	199, 100	236, 300	267, 600	287, 100	314, 700	353, 600	394, 800
5	201, 200	237, 500	268, 700	287, 900	316, 200	355, 300	397, 200
6	203, 200	238, 700	269, 500	288, 700	317, 700	357, 000	399, 800
7	205, 200	239, 700	270, 300	289, 600	319, 100	358, 600	402, 500
8	207, 100	240, 700	271, 200	290, 300	320, 500	360, 300	405, 100
9	208, 900	241, 800	272, 000	291, 000	321, 800	361, 900	407, 300
10	210, 900	243, 100	272, 800	291, 700	323, 300	363, 600	409, 500
11	212, 800	244, 400	273, 600	292, 400	324, 700	365, 400	411, 800
12	215, 000	245, 700	274, 400	293, 200	326, 100	367, 000	414, 000
13	216, 700	247, 000	275, 200	294, 100	327, 600	368, 500	416, 100
14	218, 700	248, 400	276, 100	294, 900	329, 200	370, 300	418, 100
15	221, 000	249, 700	276, 900	295, 700	330, 700	371, 900	420, 200
16	223, 100	250, 900	277, 700	296, 400	332, 300	373, 600	422, 200
17	225, 300	252, 200	278, 500	297, 100	333, 800	375, 200	424, 000
18	226, 400	253, 400	279, 300	298, 200	335, 400	376, 800	426, 000
19	227, 500	254, 600	280, 200	299, 400	337, 000	378, 500	427, 900
20	228, 600	255, 800	281, 000	300, 600	338, 500	380, 100	429, 800
21	229, 800	257, 000	281, 800	301, 800	340, 000	381, 700	431, 600
22	230, 700	257, 900	282, 600	303, 000	341, 700	383, 800	433, 200
23	231, 600	258, 700	283, 400	304, 300	343, 200	385, 800	434, 900
24	232, 500	259, 500	284, 200	305, 500	344, 700	387, 900	436, 400

25	233, 500	260, 300	285, 100	306, 700	346, 300	389, 300	437, 900
26	234, 400	261, 100	286, 000	307, 900	347, 900	391, 000	439, 300
27	235, 300	262, 000	286, 900	309, 200	349, 500	392, 800	440, 600
28	236, 200	262, 800	287, 700	310, 400	351, 100	394, 500	441, 900
29	237, 100	263, 600	288, 500	311, 600	352, 400	396, 200	443, 200
30	238, 100	264, 400	289, 500	312, 900	353, 900	397, 800	444, 500
31	239, 000	265, 200	290, 400	314, 000	355, 500	399, 300	445, 700
32	239, 900	266, 100	291, 200	315, 200	357, 000	400, 800	446, 800
33	240, 700	266, 900	292, 000	316, 500	358, 500	402, 200	448, 000
34	241, 500	267, 700	293, 100	317, 800	360, 100	403, 500	449, 200
35	242, 300	268, 400	294, 200	319, 000	361, 600	404, 800	450, 400
36	243, 200	269, 200	295, 200	320, 200	363, 000	405, 900	451, 600
37	244, 000	270, 100	296, 200	321, 400	364, 500	407, 100	452, 700
38	244, 800	271, 000	297, 300	322, 600	366, 100	408, 200	453, 600
39	245, 600	271, 800	298, 300	323, 800	367, 600	409, 300	454, 000
40	246, 400	272, 600	299, 400	325, 000	369, 200	410, 400	454, 700
41	247, 000	273, 400	300, 400	326, 200	370, 400	411, 300	455, 200
42	247, 700	274, 200	301, 400	327, 600	371, 500	412, 100	455, 600
43	248, 300	275, 000	302, 400	328, 900	372, 700	412, 900	456, 000
44	248, 800	275, 900	303, 500	330, 100	373, 900	413, 700	456, 400
45	249, 300	276, 600	304, 500	331, 000	374, 900	414, 100	456, 800
46	249, 900	277, 400	305, 700	332, 300	375, 700	414, 700	457, 200

69	258, 000	293, 500	328, 800	351, 300	393, 200
70	258, 300	294, 300	329, 500	351, 800	393, 700
71	258, 600	295, 000	330, 100	352, 400	394, 200
72	258, 800	295, 600	330, 700	353, 000	394, 700
73	259, 000	296, 200	331, 300	353, 300	395, 300
74	259, 300	296, 700	331, 600	353, 900	395, 800
75	259, 600	297, 100	332, 100	354, 400	396, 400
76	259, 800	297, 500	332, 600	355, 000	397, 100
77	260, 000	297, 900	333, 200	355, 500	397, 600
78	260, 300	298, 200	333, 700	356, 000	398, 100
79	260, 600	298, 500	334, 200	356, 500	398, 600
80	260, 800	298, 900	334, 600	356, 900	399, 100
81	261, 000	299, 200	335, 200	357, 200	399, 400
82	261, 300	299, 500	335, 700	357, 500	399, 900
83	261, 700	299, 800	336, 200	357, 700	400, 300
84	261, 900	300, 100	336, 700	358, 000	400, 700
85	262, 100	300, 300	337, 200	358, 500	401, 100
86		300, 500	337, 600	358, 800	401, 700
87		300, 700	337, 800	359, 100	402, 100
88		300, 900	338, 100	359, 500	402, 500
89		301, 300	338, 500	359, 900	402, 900

90	301, 500	338, 900	360, 200	403, 400
91	301, 700	339, 200	360, 500	403, 800
92	301, 900	339, 500	360, 800	404, 200
93	302, 300	339, 800	361, 200	404, 600
94	302, 500	340, 000	361, 500	
95	302, 700	340, 400	361, 800	
96	303, 000	340, 800	362, 100	
97	303, 300	341, 000	362, 400	
98	303, 600	341, 300	362, 800	
99	303, 800	341, 600	363, 200	
100	304, 100	341, 900	363, 600	
101	304, 400	342, 100	364, 200	
102	304, 600	342, 400	364, 600	
103	304, 800	342, 700	365, 000	
104	305, 100	342, 900	365, 400	
105	305, 400	343, 100	365, 900	
106		343, 300		
107		343, 700		
108		343, 900		
109		344, 100		
110		344, 500		
111		344, 900		

	112		345,300				
	113		345,600				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円
		197,200	224,400	253,500	267,400	293,500	335,500
							379,100

(備考) この表は、保健福祉事務所等に勤務する薬剤師、獣医師、管理栄養士、診療放射線技師、衛生検査技師等で人事委員会ので定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 212,200	円 245,800	円 283,600	円 299,400	円 317,000	円 349,600
	2	214,100	248,100	284,800	300,000	318,300	351,400
	3	216,000	250,300	285,900	300,600	319,500	353,100
	4	217,700	252,600	286,900	301,100	320,600	354,900
	5	219,500	254,800	287,900	301,600	321,700	356,600
	6	221,400	255,800	288,400	302,200	322,900	358,300
	7	223,200	256,800	288,900	302,800	324,000	360,100
	8	225,000	257,700	289,500	303,300	325,100	361,700

9	226, 700	258, 600	290, 000	303, 900	326, 200	363, 200
10	228, 800	259, 800	290, 500	304, 500	327, 300	365, 000
11	230, 700	260, 900	291, 000	305, 100	328, 300	366, 700
12	232, 600	261, 900	291, 500	305, 600	329, 300	368, 400
13	234, 600	262, 700	292, 000	306, 100	330, 300	369, 900
14	236, 600	263, 400	292, 500	306, 700	331, 600	371, 600
15	238, 700	264, 100	293, 000	307, 300	332, 800	373, 300
16	240, 700	265, 000	293, 500	307, 800	334, 000	375, 100
17	242, 800	266, 200	294, 100	308, 400	335, 100	376, 900
18	244, 800	267, 300	294, 600	309, 100	336, 400	379, 000
19	246, 900	268, 400	295, 100	309, 800	337, 500	381, 000
20	249, 000	269, 500	295, 600	310, 500	338, 600	383, 100
21	250, 900	270, 600	296, 100	311, 200	339, 700	384, 800
22	252, 200	271, 800	296, 600	312, 100	341, 000	386, 900
23	253, 400	272, 900	297, 100	313, 100	342, 100	389, 100
24	254, 500	274, 000	297, 600	314, 000	343, 200	391, 100
25	255, 600	275, 000	298, 100	314, 800	344, 300	393, 100
26	256, 500	276, 200	298, 600	315, 700	345, 600	394, 700
27	257, 500	277, 300	299, 200	316, 600	346, 700	396, 500
28	258, 400	278, 300	299, 700	317, 600	347, 800	398, 400
29	259, 200	279, 300	300, 200	318, 400	348, 900	400, 100
30	260, 000	280, 100	300, 800	319, 300	350, 200	401, 900
31	260, 700	280, 800	301, 600	320, 200	351, 300	403, 800

32	261, 500	281, 500	302, 400	321, 100	352, 400	405, 500
33	262, 300	282, 200	303, 100	321, 900	353, 500	407, 300
34	263, 100	282, 800	304, 000	323, 100	354, 900	409, 000
35	263, 900	283, 300	304, 800	324, 200	356, 200	410, 900
36	264, 600	283, 800	305, 600	325, 300	357, 500	412, 600
37	265, 300	284, 300	306, 300	326, 400	358, 700	414, 200
38	266, 300	285, 000	307, 100	327, 600	360, 300	416, 000
39	267, 200	285, 500	307, 900	328, 700	361, 800	417, 800
40	268, 000	286, 000	308, 700	329, 800	363, 300	419, 600
41	268, 800	286, 400	309, 500	330, 900	364, 600	421, 200
42	269, 700	286, 900	310, 300	332, 200	366, 100	422, 700
43	270, 500	287, 400	311, 100	333, 300	367, 500	424, 200
44	271, 400	287, 900	311, 900	334, 400	369, 000	425, 600
45	272, 200	288, 400	312, 600	335, 200	370, 400	426, 700
46	272, 900	288, 900	313, 700	336, 400	371, 400	427, 800
47	273, 600	289, 500	314, 700	337, 500	372, 800	428, 900
48	274, 200	290, 000	315, 600	338, 500	374, 200	430, 200
49	274, 800	290, 500	316, 500	339, 500	375, 500	431, 500
50	275, 300	291, 000	317, 600	340, 500	376, 900	432, 600
51	275, 900	291, 500	318, 600	341, 600	378, 300	433, 800
52	276, 300	292, 000	319, 500	342, 600	379, 600	435, 000
53	276, 700	292, 500	320, 400	343, 800	381, 100	436, 200
54	277, 200	293, 000	321, 400	345, 100	382, 300	437, 200

55	277, 700	293, 500	322, 500	346, 400	383, 500	438, 300
56	278, 100	294, 100	323, 500	347, 600	384, 700	439, 500
57	278, 500	294, 600	324, 300	348, 500	385, 800	440, 500
58	278, 900	295, 400	325, 300	349, 700	386, 700	441, 000
59	279, 300	296, 200	326, 300	350, 900	387, 800	441, 600
60	279, 700	296, 900	327, 300	352, 200	388, 700	442, 000
61	280, 200	297, 600	328, 200	353, 200	389, 300	442, 600
62	280, 600	298, 500	329, 200	354, 100	390, 100	443, 100
63	281, 000	299, 500	330, 200	355, 300	390, 900	443, 600
64	281, 400	300, 300	331, 100	356, 500	391, 700	444, 100
65	281, 800	301, 100	332, 100	357, 600	392, 500	444, 600
66	282, 200	302, 000	333, 300	358, 800	393, 200	445, 000
67	282, 600	302, 800	334, 500	360, 100	393, 900	445, 300
68	283, 000	303, 700	335, 700	361, 100	394, 500	445, 600
69	283, 400	304, 500	336, 500	362, 100	395, 100	446, 000
70	283, 900	305, 400	337, 600	363, 100	395, 700	
71	284, 400	306, 300	338, 700	364, 300	396, 400	
72	284, 900	307, 200	339, 600	365, 400	397, 100	
73	285, 300	308, 200	340, 800	366, 200	397, 800	
74	285, 900	309, 100	341, 500	367, 300	398, 300	
75	286, 500	310, 000	342, 600	368, 400	398, 900	
76	287, 000	310, 900	343, 700	369, 500	399, 400	
77	287, 500	311, 700	344, 800	370, 200	399, 800	

78	288, 100	312, 800	346, 100	371, 000	400, 400
79	288, 700	313, 800	347, 200	371, 800	400, 900
80	289, 200	314, 700	348, 300	372, 500	401, 200
81	289, 800	315, 200	349, 400	373, 100	401, 600
82	290, 300	316, 100	350, 600	373, 700	402, 100
83	290, 800	317, 000	351, 600	374, 200	402, 500
84	291, 300	317, 900	352, 700	374, 700	402, 800
85	291, 800	318, 700	353, 600	375, 300	403, 100
86	292, 300	319, 700	354, 600	375, 800	403, 600
87	292, 800	320, 700	355, 600	376, 300	404, 100
88	293, 300	321, 700	356, 600	376, 800	404, 500
89	293, 800	322, 700	357, 500	377, 200	404, 800
90	294, 400	323, 800	358, 300	377, 600	405, 200
91	294, 900	324, 800	359, 100	378, 300	405, 700
92	295, 400	325, 800	360, 000	378, 800	406, 200
93	295, 900	326, 600	360, 600	379, 100	406, 600
94	296, 500	327, 400	361, 200	379, 600	407, 000
95	297, 100	328, 100	361, 800	380, 000	407, 500
96	297, 700	328, 700	362, 400	380, 300	407, 900
97	298, 300	329, 200	362, 800	380, 900	408, 300
98	298, 900	329, 500	363, 200	381, 400	408, 700
99	299, 400	330, 100	363, 700	381, 900	409, 200
100	299, 900	330, 700	364, 200	382, 400	409, 600

定年前
再任用
短時間
勤務職
員以外
の職員

101	300, 400	331, 100	364, 700	383, 100	410, 000
102	300, 900	331, 800	365, 100	383, 600	
103	301, 400	332, 400	365, 600	384, 100	
104	301, 800	332, 900	366, 000	384, 500	
105	302, 200	333, 300	366, 300	385, 100	
106	302, 700	333, 800	366, 800	385, 600	
107	303, 200	334, 300	367, 200	386, 100	
108	303, 600	334, 800	367, 500	386, 600	
109	303, 800	335, 200	367, 900	387, 200	
110	304, 100	335, 600	368, 400	387, 700	
111	304, 300	335, 900	369, 000	388, 200	
112	304, 600	336, 300	369, 500	388, 700	
113	304, 900	336, 600	370, 000	389, 300	
114	305, 100	337, 000	370, 500		
115	305, 400	337, 300	371, 000		
116	305, 600	337, 600	371, 400		
117	305, 900	337, 800	371, 800		
118	306, 200	338, 100	372, 200		
119	306, 500	338, 400	372, 700		
120	306, 800	338, 600	373, 200		
121	307, 100	338, 800	373, 700		
122	307, 500	339, 100	374, 200		
123	307, 800	339, 400	374, 700		

124	308, 200	339, 700	375, 200		
125	308, 400	339, 900	375, 500		
126	308, 600	340, 200			
127	308, 900	340, 600			
128	309, 300	340, 900			
129	309, 500	341, 100			
130	309, 800	341, 300			
131	310, 200	341, 700			
132	310, 600	341, 900			
133	310, 800	342, 200			
134	311, 100	342, 600			
135	311, 400	343, 000			
136	311, 700	343, 400			
137	311, 900	343, 700			
138	312, 200	344, 100			
139	312, 500	344, 500			
140	312, 900	344, 900			
141	313, 100	345, 200			
142	313, 500	345, 700			
143	313, 900	346, 000			
144	314, 200	346, 400			
145	314, 400	346, 700			

146	314, 600	347, 100
147	314, 900	347, 500
148	315, 300	347, 900
149	315, 500	348, 200
150	315, 700	348, 600
151	316, 000	349, 000
152	316, 300	349, 400
153	316, 700	349, 700
154	316, 900	
155	317, 100	
156	317, 500	
157	317, 800	
158	318, 100	
159	318, 400	
160	318, 700	
161	319, 100	
162	319, 400	
163	319, 700	
164	320, 000	
165	320, 400	
166	320, 700	
167	321, 000	
168	321, 300	

	169	321,700					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 244,900	円 265,800	円 273,300	円 283,900	円 300,700	円 339,100

(備考) この表は、保健福祉事務所等に勤務する保健師、看護師、准看護師等で人事委員会
の定めるものに適用する。

別表第5を次のように改める。
(別表第5) 削除

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第34条第1項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に、「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

第36条第1項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

附 則
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第6項及び第9項の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下この項及び附則第4項において「改正後の給与条例」とい

う。) 第17条の12第1項、第38条及び別表第1から別表第3までの規定、附則第7項の規定による改正後の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第31号。以下この項及び附則第4項において「改正後の任期付職員条例」という。）第7条第1項の規定並びに附則第8項の規定による改正後の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第41号。以下この項及び附則第4項において「改正後の任期付研究員条例」という。）第5条第1項及び第2項の規定は令和6年4月1日から、改正後の給与条例第34条第1項及び第2項並びに第36条第1項の規定、附則第5項の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）第4条の2第2項の規定、改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定並びに改正後の任期付研究員条例第6条第2項の規定は令和6年12月1日から適用する。

（実施規定）

3 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（給与の内払）

4 第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例、次項の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例、附則第7項の規定による改正前の任期付職員の採用等に関する条例又は附則第8項の規定による改正前の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて、令和6年4月1日以後の分として職員に支払われた給与は、それぞれ改正後の給与条例、次項の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の任期付研究員条例の規定による給与の内払とみなす。

（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

5 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条の2第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

6 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条の2第2項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

7 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中	を	に改める。														
「 <table><tr><td>388, 200</td><td>400, 500</td></tr><tr><td>436, 200</td><td>449, 600</td></tr><tr><td>487, 300</td><td>502, 700</td></tr><tr><td>550, 700</td><td>567, 100</td></tr><tr><td>628, 300</td><td>647, 800</td></tr><tr><td>733, 600</td><td>756, 100</td></tr><tr><td>857, 200</td><td>882, 900</td></tr></table> 」	388, 200	400, 500	436, 200	449, 600	487, 300	502, 700	550, 700	567, 100	628, 300	647, 800	733, 600	756, 100	857, 200	882, 900		
388, 200	400, 500															
436, 200	449, 600															
487, 300	502, 700															
550, 700	567, 100															
628, 300	647, 800															
733, 600	756, 100															
857, 200	882, 900															

第8条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

8 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中	「 <table><tr><td>410, 700</td><td>423, 000</td></tr><tr><td>471, 000</td><td>485, 300</td></tr><tr><td>533, 300</td><td>549, 700</td></tr><tr><td>616, 100</td><td>634, 500</td></tr><tr><td>716, 200</td><td>737, 800</td></tr><tr><td>817, 300</td><td>842, 000</td></tr></table> 」	410, 700	423, 000	471, 000	485, 300	533, 300	549, 700	616, 100	634, 500	716, 200	737, 800	817, 300	842, 000	を	に改め、同条第2項の表中	「 <table><tr><td>343, 300</td><td>353, 500</td></tr><tr><td>379, 000</td><td>390, 300</td></tr><tr><td>406, 600</td><td>418, 900</td></tr></table> 」	343, 300	353, 500	379, 000	390, 300	406, 600	418, 900	を	に改める。
410, 700	423, 000																							
471, 000	485, 300																							
533, 300	549, 700																							
616, 100	634, 500																							
716, 200	737, 800																							
817, 300	842, 000																							
343, 300	353, 500																							
379, 000	390, 300																							
406, 600	418, 900																							

第6条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

9 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

第 8 号

長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

（別表第1）（第6条関係）

警察職給料表

職員の 区分	職務 の級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号	俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1		円 216,200	円 237,600	円 261,000	円 296,700	円 327,000	円 349,800	円 372,700	円 402,100	円 439,900
	2		218,600	239,900	263,100	298,000	328,700	351,600	374,500	403,900	441,700
	3		221,100	242,100	265,300	299,400	330,400	353,200	376,200	405,600	443,700
	4		223,500	244,400	267,600	300,600	332,200	354,900	377,900	407,400	445,600
	5		226,000	246,600	269,700	301,800	333,700	356,500	379,700	409,000	447,000
	6		228,400	248,700	271,100	302,800	335,100	357,600	381,300	410,500	448,700
	7		230,900	250,700	272,400	303,900	336,500	358,700	383,000	412,100	450,300
	8		233,100	252,600	273,700	304,800	337,800	359,900	384,600	413,600	451,700
	9		235,400	254,400	275,000	305,400	339,100	361,000	386,100	415,000	453,200

10	237, 500	256, 100	276, 400	306, 100	340, 600	362, 700	387, 800	416, 700	454, 900
11	239, 700	257, 900	277, 700	306, 800	342, 200	364, 500	389, 400	418, 300	456, 500
12	241, 700	259, 300	279, 000	307, 500	343, 700	366, 100	390, 900	419, 800	458, 000
13	243, 800	260, 700	280, 400	308, 300	345, 200	367, 700	392, 500	421, 400	458, 900
14	245, 800	262, 600	281, 600	309, 000	346, 700	369, 500	394, 200	423, 500	460, 500
15	247, 900	264, 000	282, 700	309, 700	348, 000	371, 100	395, 900	425, 600	462, 400
16	249, 500	265, 500	284, 200	310, 300	349, 300	372, 700	397, 700	427, 700	464, 200
17	251, 100	267, 100	285, 600	311, 000	350, 700	374, 400	399, 200	429, 500	465, 700
18	252, 700	268, 300	286, 900	311, 800	352, 300	376, 000	400, 800	431, 100	467, 600
19	254, 200	269, 500	288, 200	312, 500	353, 900	377, 600	402, 500	432, 700	469, 400
20	255, 700	270, 600	289, 500	313, 400	355, 600	379, 300	404, 100	434, 300	471, 100
21	257, 300	272, 000	290, 700	314, 100	357, 100	380, 900	405, 700	435, 800	472, 800
22	258, 900	273, 200	291, 300	314, 900	358, 700	382, 500	407, 400	437, 400	474, 500
23	260, 400	274, 500	291, 900	315, 900	360, 400	384, 200	409, 000	438, 900	476, 200
24	262, 000	275, 900	292, 500	316, 800	361, 900	385, 800	410, 600	440, 300	478, 000
25	263, 500	277, 300	293, 000	317, 800	363, 400	387, 500	412, 200	441, 400	479, 500
26	264, 700	278, 700	293, 600	319, 100	365, 100	389, 100	414, 200	442, 800	481, 000
27	265, 900	280, 100	294, 300	320, 400	366, 700	390, 700	416, 300	444, 400	482, 500
28	267, 200	281, 400	294, 800	321, 700	368, 200	392, 400	418, 300	445, 900	483, 800
29	268, 400	282, 400	295, 300	323, 100	369, 800	394, 000	419, 800	447, 200	485, 000
30	269, 700	283, 700	295, 900	324, 600	371, 400	395, 600	421, 600	449, 000	485, 800
31	271, 100	285, 100	296, 400	325, 900	373, 000	397, 400	423, 200	450, 600	486, 500
32	272, 400	286, 300	296, 900	327, 100	374, 700	399, 100	425, 000	452, 200	487, 100

33	273, 700	287, 500	297, 400	328, 100	376, 100	400, 800	426, 600	453, 700	487, 600
34	275, 200	288, 100	298, 000	329, 300	377, 800	402, 900	428, 100	455, 400	488, 300
35	276, 600	288, 700	298, 500	330, 500	379, 600	404, 800	429, 700	457, 100	488, 900
36	278, 000	289, 300	299, 100	331, 700	381, 200	406, 800	431, 100	458, 800	489, 500
37	279, 000	289, 900	299, 600	332, 800	382, 900	408, 500	432, 300	460, 200	489, 800
38	280, 400	290, 500	300, 200	334, 000	384, 500	409, 900	433, 800	460, 900	490, 500
39	281, 700	291, 100	300, 800	335, 200	386, 100	411, 200	435, 400	461, 600	491, 000
40	282, 900	291, 700	301, 400	336, 400	387, 900	412, 500	436, 800	462, 400	491, 500
41	284, 100	292, 200	302, 100	337, 500	389, 600	413, 500	438, 300	462, 800	492, 000
42	284, 800	292, 800	302, 800	338, 700	391, 600	414, 600	439, 700	463, 300	492, 400
43	285, 400	293, 400	303, 600	339, 900	393, 700	415, 700	440, 900	463, 900	492, 800
44	286, 000	293, 900	304, 300	341, 200	395, 700	416, 700	442, 100	464, 500	493, 200
45	286, 400	294, 500	304, 900	342, 400	397, 500	417, 800	443, 100	465, 100	493, 500
46	287, 000	295, 000	305, 800	343, 600	399, 200	419, 000	443, 900	465, 800	
47	287, 500	295, 500	306, 600	344, 800	400, 700	420, 200	444, 700	466, 300	
48	288, 000	296, 000	307, 400	346, 100	402, 300	421, 300	445, 400	466, 900	
49	288, 500	296, 600	308, 300	347, 300	403, 500	422, 500	445, 900	467, 400	
50	289, 100	297, 100	309, 400	348, 600	404, 500	423, 300	446, 300	467, 700	
51	289, 700	297, 700	310, 500	349, 800	405, 500	424, 100	446, 700	468, 000	
52	290, 200	298, 300	311, 500	351, 100	406, 600	424, 800	447, 000	468, 400	
53	290, 700	299, 000	312, 500	352, 300	407, 700	425, 300	447, 300	468, 800	
54	291, 300	299, 700	313, 700	353, 700	408, 800	426, 000	447, 600	469, 000	

55	291,800	300,400	314,700	355,100	409,900	426,700	447,900	469,300
56	292,300	301,100	315,800	356,400	411,100	427,300	448,300	469,500
57	292,800	301,700	316,800	357,300	412,400	428,000	448,500	469,900
58	293,300	302,600	318,000	358,600	413,200	428,400	448,800	470,100
59	293,800	303,500	319,100	359,900	414,000	429,000	449,100	470,300
60	294,400	304,300	320,200	361,100	414,600	429,700	449,400	470,500
61	294,900	305,100	321,200	362,300	415,100	430,100	449,700	470,900
62	295,400	306,000	322,400	363,700	415,900	430,500	450,000	
63	295,900	306,900	323,500	365,200	416,600	431,000	450,300	
64	296,400	307,800	324,600	366,600	417,300	431,500	450,600	
65	296,900	308,700	325,600	367,900	417,600	432,000	450,800	
66	297,400	309,600	326,800	369,500	418,300	432,600	451,100	
67	297,900	310,400	327,900	371,000	419,000	433,000	451,400	
68	298,400	311,200	329,000	372,400	419,500	433,400	451,700	
69	299,000	312,100	330,000	373,700	419,900	433,800	451,900	
70	299,500	313,100	331,200	375,100	420,400	434,200	452,200	
71	300,000	314,000	332,500	376,400	420,900	434,500	452,500	
72	300,500	314,900	333,700	377,800	421,400	434,800	452,700	
73	301,000	315,700	334,400	379,000	421,900	435,100	453,000	
74	301,600	316,600	335,700	380,200	422,300	435,400	453,300	
75	302,200	317,600	337,100	381,400	422,800	435,700	453,600	
76	302,700	318,400	338,400	382,600	423,300	435,900	453,900	

定年前
再任用
短時間
勤務の
警察職
員以外
の職員

77	303, 200	319, 100	339, 700	384, 000	423, 800	436, 100	454, 100
78	303, 900	320, 000	341, 200	385, 200	424, 300	436, 400	454, 400
79	304, 500	320, 900	342, 600	386, 400	425, 000	436, 700	454, 700
80	305, 100	321, 900	344, 000	387, 600	425, 500	436, 900	455, 000
81	305, 700	322, 900	345, 300	388, 700	425, 900	437, 100	455, 200
82	306, 400	324, 000	347, 000	389, 900	426, 500	437, 400	455, 500
83	307, 100	325, 000	348, 500	391, 000	427, 000	437, 700	455, 800
84	307, 700	326, 000	350, 000	392, 300	427, 200	437, 900	456, 100
85	308, 400	327, 000	351, 500	393, 400	427, 500	438, 100	456, 300
86	309, 100	328, 000	353, 000	394, 000	428, 000	438, 400	
87	309, 800	329, 000	354, 500	394, 500	428, 300	438, 700	
88	310, 500	330, 000	356, 000	395, 000	428, 600	439, 000	
89	311, 200	331, 000	357, 300	395, 600	428, 900	439, 200	
90	312, 000	332, 400	358, 500	396, 200	429, 300	439, 500	
91	312, 900	333, 600	359, 800	396, 900	429, 800	439, 800	
92	313, 600	334, 800	361, 100	397, 500	430, 200	440, 000	
93	314, 100	336, 000	362, 400	397, 800	430, 500	440, 200	
94	315, 000	337, 400	363, 900	398, 300	430, 900		
95	315, 900	338, 600	365, 500	398, 800	431, 300		
96	316, 700	339, 800	366, 900	399, 300	431, 700		
97	317, 600	341, 100	368, 200	399, 700	432, 000		
98	318, 600	342, 400	369, 500	400, 100	432, 400		
99	319, 500	343, 600	370, 600	400, 600	432, 800		

100	320, 400	344, 800	371, 800	401, 100	433, 200				
101	321, 300	346, 300	372, 900	401, 600	433, 500				
102	322, 400	347, 200	374, 100	402, 100					
103	323, 400	348, 200	375, 200	402, 600					
104	324, 300	349, 300	376, 300	403, 100					
105	325, 100	350, 500	377, 500	403, 400					
106	325, 700	351, 600	378, 000	403, 800					
107	326, 300	352, 600	378, 700	404, 300					
108	327, 000	353, 600	379, 300	404, 600					
109	327, 500	354, 900	379, 900	404, 900					
110	328, 000	355, 900	380, 400	405, 400					
111	328, 400	356, 900	380, 800	405, 900					
112	328, 900	357, 800	381, 300	406, 500					
113	329, 700	358, 700	381, 700	406, 800					
114	330, 400	359, 700	382, 100	407, 300					
115	331, 100	360, 700	382, 600	407, 800					
116	331, 800	361, 700	383, 200	408, 300					
117	332, 400	362, 700	383, 600	408, 600					
118	333, 100	363, 100	384, 100	409, 100					
119	333, 800	363, 700	384, 700	409, 600					
120	334, 600	364, 400	385, 200	410, 100					
121	335, 200	364, 700	385, 400	410, 500					

122	335, 500	365, 100	385, 900	411, 100				
123	336, 000	365, 500	386, 400	411, 500				
124	336, 600	365, 900	386, 800	412, 000				
125	336, 900	366, 300	387, 300	412, 400				
126		366, 700	387, 900					
127		367, 100	388, 400					
128		367, 500	388, 900					
129		367, 900	389, 200					
130		368, 300	389, 700					
131		368, 800	390, 200					
132		369, 200	390, 700					
133		369, 400	391, 000					
134		369, 900	391, 500					
135		370, 300	391, 900					
136		370, 600	392, 400					
137		370, 900	392, 700					
138		371, 300	393, 200					
139		371, 800	393, 700					
140		372, 300	394, 200					
141		372, 600	394, 500					
142		373, 100						
143		373, 700						
144		374, 200						

	145		374,500									
定年前 再任用 短時間 勤務の 警察職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		251,500	263,600	267,900	300,200	317,300	332,000	356,200	392,600	425,300		

(備考) この表は、警察官に適用する。

(別表第2) (第6条関係)

一般職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 187,500	円 235,000	円 267,000	円 293,500	円 316,500	円 342,300	円 381,500	円 424,600
	2	188,600	236,500	268,000	295,200	318,300	344,200	384,200	427,100
	3	189,800	238,100	269,000	296,700	320,000	346,100	386,500	429,700
	4	190,900	239,600	270,000	298,200	321,500	347,900	388,800	432,100
	5	192,100	241,100	271,100	299,800	323,000	349,600	390,700	434,000
	6	193,800	242,600	272,100	301,300	324,300	351,400	393,100	436,200
	7	195,400	244,200	273,100	302,700	325,600	353,000	395,200	438,300

8	197, 100	245, 700	274, 100	304, 100	327, 000	354, 800	397, 300	440, 600
9	198, 700	247, 200	275, 100	305, 300	328, 300	356, 400	399, 300	442, 500
10	200, 400	248, 700	276, 200	306, 800	330, 100	358, 100	401, 700	444, 700
11	202, 100	250, 100	277, 200	308, 400	332, 000	359, 800	403, 900	446, 800
12	203, 700	251, 500	278, 200	309, 800	333, 700	361, 400	406, 200	448, 800
13	205, 400	252, 800	279, 200	311, 200	335, 400	362, 900	408, 400	450, 500
14	207, 100	254, 000	280, 300	312, 300	337, 200	364, 700	410, 800	452, 300
15	208, 800	255, 200	281, 300	313, 400	338, 900	366, 300	413, 000	454, 300
16	210, 600	256, 400	282, 400	314, 600	340, 600	367, 900	415, 300	456, 200
17	211, 900	257, 600	283, 400	315, 800	342, 300	369, 600	417, 200	458, 100
18	213, 500	258, 700	284, 800	317, 500	344, 000	371, 400	419, 100	459, 900
19	215, 200	259, 800	286, 100	319, 100	345, 800	372, 900	421, 100	461, 700
20	216, 700	260, 900	287, 300	320, 700	347, 400	374, 600	422, 900	463, 500
21	218, 200	262, 000	288, 600	322, 300	348, 900	376, 000	424, 800	465, 300
22	219, 900	263, 000	290, 000	323, 900	350, 600	377, 600	426, 600	466, 900
23	221, 500	264, 000	291, 200	325, 500	352, 200	379, 300	428, 400	468, 300
24	223, 100	265, 000	292, 400	327, 200	353, 700	380, 800	430, 300	469, 800
25	224, 800	266, 100	293, 500	328, 700	355, 200	382, 800	431, 900	471, 200
26	226, 500	267, 000	294, 800	330, 400	356, 900	384, 700	433, 400	472, 600
27	227, 800	267, 900	296, 100	332, 100	358, 500	386, 600	435, 000	473, 900
28	229, 200	268, 800	297, 400	333, 700	360, 200	388, 500	436, 500	475, 100
29	230, 500	269, 600	298, 800	335, 100	361, 400	390, 000	438, 000	476, 200

30	231,600	270,400	299,800	336,900	362,900	391,800	439,400	476,900
31	232,700	271,300	300,800	338,600	364,500	393,600	440,700	477,600
32	233,900	272,100	301,900	340,200	366,000	395,200	441,900	478,300
33	235,000	272,800	303,000	341,500	367,700	397,000	443,100	479,000
34	236,100	273,600	304,300	343,400	369,600	398,400	444,500	479,700
35	237,200	274,400	305,400	345,100	371,300	399,800	445,800	480,300
36	238,400	275,100	306,600	346,800	373,000	401,200	447,000	481,000
37	239,500	275,900	307,800	348,300	374,500	402,700	448,300	481,500
38	240,500	276,700	309,200	349,900	375,800	403,900	449,100	482,100
39	241,500	277,500	310,500	351,600	377,000	405,100	449,900	482,700
40	242,400	278,200	311,800	353,200	378,500	406,200	450,700	483,300
41	243,400	278,900	313,200	355,000	379,600	407,300	451,300	483,800
42	244,300	279,700	314,500	356,800	380,500	408,500	451,900	484,300
43	245,100	280,600	315,800	358,600	381,500	409,600	452,500	484,700
44	245,900	281,300	317,100	360,500	382,600	410,800	453,200	485,000
45	246,600	282,000	318,500	362,000	383,500	411,500	453,900	485,300
46	247,200	282,700	319,800	363,400	384,400	412,200	454,700	
47	247,900	283,400	321,100	364,900	385,300	412,900	455,100	
48	248,500	284,100	322,300	366,300	386,100	413,600	455,800	
49	249,100	284,900	323,200	367,800	386,900	414,200	456,300	
50	249,700	285,600	324,500	368,600	387,800	414,800	456,700	
51	250,300	286,300	325,800	369,700	388,600	415,300	457,100	
52	250,800	287,000	327,200	370,700	389,300	415,800	457,600	

53	251,300	287,600	328,400	371,600	390,000	416,200	458,000
54	251,700	288,300	329,700	372,700	390,700	416,400	458,400
55	252,100	288,900	330,900	373,700	391,400	416,700	458,800
56	252,400	289,700	332,200	374,700	392,200	417,000	459,100
57	252,700	290,300	333,500	375,600	392,700	417,300	459,400
58	253,000	291,000	334,600	376,300	393,300	417,600	459,800
59	253,300	291,600	335,700	377,000	393,900	417,900	460,100
60	253,600	292,300	336,900	377,600	394,600	418,200	460,400
61	253,900	292,900	337,600	378,000	395,000	418,400	460,700
62	254,200	293,600	338,500	378,700	395,600	418,700	
63	254,500	294,300	339,200	379,400	396,200	419,000	
64	254,800	294,800	340,000	380,100	396,800	419,300	
65	255,100	295,300	340,900	380,400	397,200	419,500	
66	255,400	295,900	341,300	381,100	397,800	419,800	
67	255,700	296,400	341,900	381,800	398,400	420,200	
68	256,000	297,000	342,600	382,400	398,900	420,500	
69	256,300	297,500	343,400	382,800	399,300	420,700	
70	256,600	298,000	344,100	383,300	399,800	421,000	
71	257,000	298,600	344,800	383,900	400,300	421,300	
72	257,300	299,300	345,500	384,500	400,900	421,500	
73	257,600	299,800	346,000	384,800	401,200	421,700	
74	257,900	300,300	346,600	385,400	401,700	422,000	

定年前
再任用
短時間
勤務の
警察職
員以外
の職員

75	258, 200	300, 700	347, 100	386, 100	402, 100	422, 300
76	258, 500	301, 000	347, 700	386, 700	402, 500	422, 500
77	258, 800	301, 200	348, 000	387, 100	402, 800	422, 700
78	259, 100	301, 500	348, 500	387, 700	403, 100	423, 000
79	259, 400	301, 700	348, 900	388, 300	403, 400	423, 300
80	259, 700	302, 000	349, 300	388, 800	403, 600	423, 500
81	260, 000	302, 200	349, 700	389, 300	403, 800	423, 700
82	260, 300	302, 400	350, 300	389, 900	404, 100	424, 000
83	260, 600	302, 700	350, 800	390, 400	404, 400	424, 300
84	260, 900	302, 900	351, 300	390, 700	404, 600	424, 500
85	261, 200	303, 200	351, 600	391, 100	404, 800	424, 800
86	261, 600	303, 600	352, 000	391, 600	405, 100	
87	261, 900	303, 900	352, 400	392, 000	405, 400	
88	262, 200	304, 200	352, 800	392, 500	405, 600	
89	262, 500	304, 500	353, 100	392, 900	405, 800	
90	262, 800	304, 800	353, 500	393, 400	406, 200	
91	263, 100	305, 100	353, 900	393, 800	406, 500	
92	263, 400	305, 500	354, 300	394, 200	406, 700	
93	263, 700	305, 700	354, 500	394, 500	406, 900	
94		305, 900	355, 000	395, 000		
95		306, 200	355, 400	395, 400		
96		306, 600	355, 800	395, 800		

97	306, 800	356, 000	396, 100
98	307, 100	356, 400	396, 600
99	307, 500	356, 800	397, 100
100	307, 900	357, 100	397, 500
101	308, 200	357, 400	397, 800
102	308, 500	357, 800	
103	308, 800	358, 200	
104	309, 100	358, 600	
105	309, 300	359, 100	
106	309, 600	359, 600	
107	309, 900	360, 000	
108	310, 200	360, 400	
109	310, 400	360, 900	
110	310, 800	361, 300	
111	311, 200	361, 600	
112	311, 500	361, 900	
113	311, 700	362, 400	
114	311, 900		
115	312, 200		
116	312, 600		
117	312, 900		
118	313, 100		
119	313, 400		

	120	313, 700							
	121	314, 100							
	122	314, 300							
	123	314, 600							
	124	314, 900							
	125	315, 200							
定年前 再任用 短時間 勤務の 警察職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		196, 200	224, 300	265, 600	285, 800	301, 300	327, 600	370, 600	404, 800

(備考) この表は、警察研究職給料表の適用を受けない一般職員（人事委員会の定める者を除く。）に適用する。

(別表第3) (第6条関係)

警察研究職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 187, 900	円 239, 000	円 318, 400	円 363, 100
	2	189, 000	243, 400	320, 300	364, 600
	3	190, 200	246, 100	322, 300	366, 000

4	191, 400	248, 900	324, 200	367, 300
5	192, 500	251, 500	326, 000	368, 500
6	194, 600	253, 200	327, 900	369, 800
7	196, 800	254, 700	329, 700	371, 000
8	198, 900	256, 200	331, 500	372, 100
9	201, 100	257, 800	333, 200	373, 200
10	203, 100	259, 900	335, 200	374, 700
11	205, 100	262, 100	337, 300	376, 000
12	207, 200	264, 100	339, 300	377, 300
13	209, 200	266, 200	341, 200	378, 700
14	211, 200	268, 500	343, 200	380, 100
15	213, 100	270, 900	345, 100	381, 500
16	215, 000	273, 100	347, 100	382, 900
17	216, 700	275, 300	348, 900	384, 200
18	218, 500	277, 800	350, 600	385, 600
19	220, 400	280, 300	352, 200	387, 000
20	222, 200	282, 700	353, 800	388, 500
21	224, 100	285, 100	355, 500	389, 900
22	225, 900	287, 200	356, 500	391, 300
23	227, 600	289, 300	357, 500	392, 800
24	229, 400	291, 400	358, 500	394, 200
25	231, 100	293, 400	359, 700	395, 600

26	233, 200	295, 400	361, 000	397, 200
27	235, 200	297, 300	362, 200	398, 600
28	237, 100	299, 300	363, 400	400, 000
29	239, 100	301, 200	364, 700	401, 500
30	240, 200	302, 700	365, 800	403, 000
31	241, 300	304, 300	366, 900	404, 500
32	242, 400	305, 800	368, 000	406, 000
33	243, 900	307, 300	369, 200	407, 600
34	245, 400	308, 900	370, 200	409, 200
35	246, 900	310, 400	371, 200	410, 900
36	248, 500	311, 800	372, 200	412, 600
37	250, 000	313, 300	373, 100	413, 800
38	251, 600	314, 200	374, 100	415, 200
39	253, 300	315, 100	374, 900	416, 700
40	254, 900	316, 000	375, 700	418, 000
41	256, 500	316, 800	376, 400	419, 300
42	258, 100	317, 300	377, 200	420, 700
43	259, 600	317, 900	378, 000	422, 200
44	261, 100	318, 400	378, 900	423, 700
45	262, 700	318, 900	379, 700	425, 000
46	264, 000	319, 400	380, 500	426, 200
47	265, 200	319, 900	381, 300	427, 800
48	266, 500	320, 400	382, 100	429, 300

71	285,300	332,100	400,800	454,000
72	286,000	332,700	401,600	454,500
73	286,600	333,200	402,300	455,000
74	287,300	333,900	402,900	
75	288,000	334,600	403,500	
76	288,700	335,300	404,200	
77	289,300	336,000	404,900	
78	290,100	336,800	405,400	
79	290,800	337,500	406,000	
80	291,400	338,200	406,700	
81	292,000	338,900	407,200	
82	292,700	339,700	407,800	
83	293,400	340,400	408,400	
84	294,100	341,100	408,900	
85	294,700	341,600	409,400	
86	295,400	342,100	409,900	
87	296,100	342,500	410,400	
88	296,700	342,900	411,200	
89	297,300	343,200	411,600	
90	298,000	343,700	412,100	
91	298,800	344,100	412,600	
92	299,400	344,500	413,300	

93	300, 000	344, 800	413, 700
94	300, 700	345, 200	414, 200
95	301, 300	345, 700	414, 700
96	301, 900	346, 100	415, 500
97	302, 200	346, 600	415, 900
98	302, 800	347, 100	
99	303, 500	347, 600	
100	304, 000	348, 100	
101	304, 500	348, 600	
102	304, 900	349, 100	
103	305, 300	349, 600	
104	305, 700	350, 200	
105	306, 100	350, 600	
106	306, 600	351, 000	
107	307, 100	351, 500	
108	307, 400	351, 900	
109	307, 600	352, 400	
110	308, 100	352, 800	
111	308, 400	353, 200	
112	308, 600	353, 600	
113	308, 900	354, 100	
114	309, 200	354, 500	
115	309, 500	355, 000	

	116	309, 800	355, 400	
	117	310, 100	355, 900	
	118	310, 400	356, 300	
	119	310, 600	356, 700	
	120	310, 900	357, 100	
	121	311, 200	357, 500	
定年前 再任用 短時間 勤務の 警察職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円
		226, 600	269, 300	294, 900
				338, 600

(備考) この表は、長野県警察本部に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する一般職員で人事委員会の定めるものに適用する。

附 則
(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。
(実施規定)
- この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(給与の内払)

- 3 この条例による改正前の長野県警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて、令和6年4月1日以後の分として警察職員に支払われた給与は、この条例による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

第 9 号

長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「別表第7に掲げる」を「次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において人事委員会が定める」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第19条第1項第1号の規定に該当する学校職員 51,600円
- (2) 第19条第1項第2号の規定に該当する学校職員 2,500円

附則第24項を削り、附則第25項を附則第24項とし、附則第26項を附則第25項とする。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

(別表第1) (第5条関係)

教育職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 222,500	円 267,100	円 324,000	円 366,100	円 432,300	円 731,600
	2	225,100	269,300	326,200	368,800	434,300	
	3	227,500	271,500	328,500	371,400	436,100	
	4	230,000	273,400	330,600	374,000	437,800	

5	232, 400	275, 200	332, 800	376, 400	439, 600
6	234, 900	276, 800	334, 700	378, 900	441, 500
7	237, 400	278, 300	336, 600	381, 400	443, 500
8	239, 900	279, 800	338, 400	383, 900	445, 300
9	242, 300	281, 700	340, 200	386, 400	446, 700
10	244, 200	283, 700	342, 200	389, 000	448, 700
11	246, 000	285, 800	344, 000	391, 500	450, 600
12	247, 900	287, 800	345, 900	394, 000	452, 500
13	249, 600	289, 900	347, 700	396, 400	454, 000
14	251, 200	292, 100	349, 300	398, 100	455, 900
15	252, 900	294, 300	351, 000	399, 600	457, 900
16	254, 400	296, 400	352, 500	401, 100	459, 800
17	255, 900	298, 300	354, 000	402, 200	461, 500
18	257, 400	301, 100	355, 700	403, 900	463, 400
19	258, 700	303, 900	357, 300	405, 300	465, 200
20	260, 100	306, 500	358, 900	406, 700	467, 100
21	261, 500	309, 200	360, 400	407, 900	469, 100
22	263, 000	311, 600	362, 400	408, 900	471, 300
23	264, 500	314, 100	364, 500	409, 900	473, 800
24	266, 100	316, 300	366, 500	411, 000	476, 200
25	267, 600	318, 600	368, 300	411, 900	478, 200
26	269, 300	320, 600	370, 000	413, 000	480, 300
27	271, 100	322, 700	371, 600	414, 100	482, 500

28	272, 800	324, 700	373, 200	415, 200	484, 500
29	274, 400	326, 800	374, 600	416, 400	486, 600
30	276, 400	328, 700	376, 100	417, 500	488, 900
31	278, 300	330, 600	377, 500	418, 600	491, 200
32	280, 300	332, 600	378, 900	419, 700	493, 100
33	282, 100	334, 400	380, 200	420, 900	495, 100
34	283, 300	336, 400	381, 400	422, 000	497, 200
35	284, 500	338, 300	382, 600	423, 100	499, 500
36	285, 700	340, 200	383, 800	424, 300	501, 500
37	286, 700	342, 000	384, 900	425, 400	503, 600
38	287, 700	343, 200	386, 300	426, 500	505, 700
39	288, 700	344, 300	387, 700	427, 600	507, 600
40	289, 800	345, 500	389, 000	428, 800	509, 600
41	290, 800	346, 100	390, 300	429, 800	511, 600
42	291, 900	346, 500	391, 600	430, 900	513, 600
43	293, 000	346, 900	393, 000	432, 000	515, 300
44	293, 900	347, 300	394, 300	433, 000	517, 200
45	294, 900	347, 900	395, 600	434, 000	519, 200
46	295, 900	348, 400	396, 900	435, 200	521, 000
47	296, 900	348, 900	398, 100	436, 300	522, 900
48	297, 800	349, 300	399, 200	437, 400	524, 700
49	298, 800	349, 700	400, 300	438, 400	526, 400
50	299, 300	350, 200	401, 600	439, 700	528, 200

51	299,700	350,600	402,700	440,900	530,000
52	300,300	351,000	403,800	442,100	531,800
53	300,700	351,400	404,900	442,800	533,400
54	301,100	351,800	406,200	443,800	535,000
55	301,400	352,200	407,400	444,700	536,700
56	301,800	352,600	408,500	445,500	538,400
57	302,200	353,000	409,500	446,300	540,000
58	302,700	353,400	410,500	447,200	541,300
59	303,200	353,800	411,600	448,200	542,700
60	303,700	354,200	412,500	449,000	543,900
61	304,100	354,600	413,700	449,700	545,100
62	304,500	355,100	415,100	450,600	546,200
63	304,900	355,500	416,600	451,600	547,200
64	305,300	355,900	418,000	452,500	548,200
65	305,700	356,300	418,800	453,500	548,800
66	306,100	356,700	419,800	454,400	549,700
67	306,500	357,100	420,900	455,400	550,600
68	306,900	357,500	422,000	456,300	551,600
69	307,300	357,900	422,900	457,300	552,500
70	307,700	358,400	423,700	458,400	553,300
71	308,200	358,800	424,500	459,300	554,000
72	308,600	359,200	425,300	460,300	554,500

73	309, 000	359, 600	426, 000	461, 200	555, 200
74	309, 400	360, 100	426, 900	462, 200	555, 800
75	309, 800	360, 500	427, 700	463, 100	556, 600
76	310, 200	360, 900	428, 300	464, 100	557, 200
77	310, 500	361, 300	428, 900	464, 900	557, 700
78	310, 900	361, 800	429, 500	465, 300	558, 300
79	311, 300	362, 300	429, 900	465, 900	558, 900
80	311, 700	362, 800	430, 300	466, 500	559, 500
81	312, 000	363, 300	430, 600	467, 300	560, 200
82	312, 400	364, 000	431, 000	468, 000	
83	312, 900	364, 800	431, 300	468, 300	
84	313, 300	365, 500	431, 700	468, 900	
85	313, 600	366, 100	432, 000	469, 300	
86	314, 000	366, 700	432, 400	469, 700	
87	314, 400	367, 300	432, 800	470, 100	
88	314, 800	367, 900	433, 200	470, 400	
89	315, 200	368, 400	433, 500	470, 700	
90	315, 600	368, 900	433, 800	471, 100	
91	316, 000	369, 300	434, 300	471, 600	
92	316, 400	369, 700	434, 600	471, 900	
93	316, 800	370, 100	434, 900	472, 200	
94	317, 300	370, 500	435, 300	472, 600	
95	317, 900	371, 000	435, 600	472, 900	
96	318, 300	371, 400	435, 900	473, 200	

定年前
再任用
短時間
勤務学
校職員
以外の
職員

97	318, 700	372, 000	436, 200	473, 500
98	319, 200	372, 500	436, 500	473, 900
99	319, 700	372, 900	436, 800	474, 200
100	320, 300	373, 500	437, 100	474, 500
101	320, 600	373, 900	437, 400	474, 800
102	320, 900	374, 400	437, 700	
103	321, 200	374, 700	438, 000	
104	321, 500	375, 100	438, 300	
105	321, 800	375, 600	438, 600	
106	322, 200	376, 000	439, 000	
107	322, 500	376, 500	439, 300	
108	322, 700	377, 000	439, 600	
109	323, 000	377, 400	439, 900	
110	323, 300	377, 900	440, 200	
111	323, 700	378, 400	440, 500	
112	324, 100	378, 800	440, 800	
113	324, 400	379, 200	441, 100	
114	324, 800	379, 600	441, 400	
115	325, 100	380, 000	441, 700	
116	325, 400	380, 400	442, 000	
117	325, 600	380, 800	442, 200	
118	325, 900	381, 200		
119	326, 300	381, 600		

120	326, 800	382, 000			
121	327, 000	382, 300			
122	327, 300	382, 800			
123	327, 600	383, 300			
124	328, 000	383, 600			
125	328, 200	384, 000			
126	328, 400	384, 500			
127	328, 700	385, 000			
128	329, 000	385, 400			
129	329, 200	385, 800			
130	329, 500	386, 300			
131	329, 900	386, 800			
132	330, 100	387, 300			
133	330, 300	387, 900			
134	330, 600	388, 400			
135	331, 000	388, 900			
136	331, 200	389, 400			
137	331, 500	389, 900			
138	331, 700	390, 400			
139	331, 900	390, 900			
140	332, 200	391, 400			
141	332, 600	391, 900			
142	332, 900				

	143	333, 200						
	144	333, 500						
	145	333, 900						
	146	334, 200						
	147	334, 400						
	148	334, 700						
	149	335, 100						
	150	335, 400						
	151	335, 700						
	152	335, 900						
	153	336, 300						
	154	336, 600						
	155	336, 900						
	156	337, 200						
	157	337, 400						
定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円
		245, 300	294, 300	305, 500	328, 200	414, 900		

(別表第2) (第5条関係)

教育職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 204,200	円 251,600	円 362,300	円 433,100
	2	206,600	253,200	363,700	435,000
	3	208,900	254,600	365,200	436,800
	4	211,200	256,000	366,600	438,400
	5	213,400	257,500	368,000	440,000
	6	215,800	258,700	369,400	441,500
	7	218,000	259,900	370,700	443,300
	8	220,300	261,100	372,000	445,200
	9	222,500	262,600	373,200	446,900
	10	224,800	263,800	374,800	448,800
	11	227,000	265,100	376,300	450,700
	12	229,300	266,500	377,700	452,500
	13	231,500	267,800	379,100	454,300
	14	233,700	269,700	380,600	456,200
	15	235,800	271,600	382,100	458,100
	16	237,900	273,400	383,600	460,000
	17	240,100	275,100	385,000	461,700
	18	241,900	277,400	386,500	463,600
	19	243,700	279,600	388,000	465,400

20	245, 400	281, 900	389, 400	467, 300
21	247, 100	284, 100	390, 800	468, 900
22	248, 500	286, 400	392, 400	470, 600
23	249, 800	288, 600	393, 900	472, 600
24	251, 100	290, 800	395, 300	474, 300
25	252, 400	292, 800	396, 600	476, 000
26	253, 600	294, 800	398, 200	477, 700
27	254, 800	296, 700	399, 700	479, 200
28	256, 000	298, 500	401, 200	480, 700
29	257, 200	300, 400	402, 700	482, 300
30	258, 400	302, 300	404, 200	483, 600
31	259, 600	304, 200	405, 700	484, 900
32	260, 800	305, 900	407, 300	486, 300
33	262, 000	307, 600	408, 700	487, 500
34	263, 300	309, 500	410, 300	488, 200
35	264, 600	311, 200	412, 000	488, 900
36	265, 900	312, 900	413, 500	489, 600
37	267, 400	314, 500	414, 700	490, 300
38	268, 800	316, 200	416, 200	
39	270, 100	318, 100	417, 600	
40	271, 500	319, 800	418, 900	
41	272, 800	321, 100	420, 600	

42	273, 800	323, 100	422, 000
43	274, 800	324, 900	423, 300
44	275, 800	326, 600	424, 800
45	276, 500	328, 400	426, 200
46	277, 300	330, 300	427, 500
47	278, 100	332, 100	429, 000
48	278, 900	333, 800	430, 600
49	279, 700	335, 500	432, 200
50	280, 600	337, 400	433, 600
51	281, 300	339, 200	435, 300
52	282, 100	341, 000	436, 800
53	282, 900	342, 700	438, 500
54	283, 700	344, 000	440, 100
55	284, 500	345, 300	441, 700
56	285, 400	346, 700	443, 300
57	286, 100	348, 200	444, 900
58	286, 700	349, 800	446, 400
59	287, 500	351, 400	447, 600
60	288, 400	353, 000	448, 900
61	289, 200	354, 500	450, 100
62	289, 900	356, 200	451, 400
63	290, 700	357, 800	452, 600
64	291, 400	359, 300	453, 900

87	308, 300	393, 500
88	309, 000	394, 800
89	309, 700	396, 000
90	310, 600	397, 400
91	311, 400	398, 500
92	312, 200	399, 700
93	312, 800	400, 900
94	313, 600	402, 100
95	314, 400	403, 300
96	315, 200	404, 500
97	315, 900	405, 900
98	316, 700	407, 000
99	317, 600	408, 000
100	318, 300	409, 000
101	319, 100	409, 900
102	320, 000	411, 000
103	320, 900	412, 100
104	321, 700	413, 200
105	322, 400	413, 900
106	323, 200	414, 800
107	324, 000	415, 800
108	324, 800	416, 700

109	325, 500	417, 500
110	325, 900	418, 300
111	326, 300	419, 100
112	326, 900	419, 900
113	327, 400	420, 600
114	327, 800	421, 300
115	328, 300	422, 000
116	328, 700	422, 700
117	329, 200	423, 300
118	329, 700	423, 800
119	330, 100	424, 200
120	330, 600	424, 500
121	331, 100	424, 900
122	331, 600	425, 200
123	332, 100	425, 500
124	332, 600	425, 700
125	333, 200	425, 900
126	333, 500	426, 200
127	333, 800	426, 500
128	334, 100	426, 700
129	334, 300	426, 900
130	334, 600	427, 200
131	334, 900	427, 500

132	335, 100	427, 700		
133	335, 300	427, 900		
134	335, 500	428, 200		
135	335, 700	428, 500		
136	336, 000	428, 700		
137	336, 400	428, 900		
138	336, 600	429, 200		
139	336, 900	429, 600		
140	337, 200	429, 800		
141	337, 400	430, 000		
142	337, 600	430, 300		
143	337, 900	430, 600		
144	338, 100	430, 800		
145	338, 400	431, 000		
146	338, 600			
147	338, 900			
148	339, 200			
149	339, 400			
150	339, 600			
151	339, 900			
152	340, 200			
153	340, 400			

定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円	円	円	円
	243,700	285,200	343,900	431,100

(備考) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が
3級であるものの給料月額、この表の額に7,700円をそれ
ぞれ加算した額とする。

(別表第3) (第5条関係)

教育職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 204,200	円 225,500	円 330,900	円 422,600
	2	206,600	227,900	333,100	424,100
	3	208,900	230,400	335,200	425,700
	4	211,200	232,800	337,400	427,100
	5	213,400	235,300	339,400	428,400
	6	215,800	237,700	341,600	429,900
	7	218,000	240,200	343,700	431,300
	8	220,300	242,600	345,900	432,700

9	222, 500	245, 100	347, 900	434, 200
10	224, 800	246, 700	350, 000	435, 600
11	227, 000	248, 400	352, 200	437, 000
12	229, 300	250, 000	354, 200	438, 300
13	231, 500	251, 600	356, 300	439, 700
14	233, 700	253, 200	357, 800	441, 100
15	235, 800	254, 600	359, 300	442, 500
16	237, 900	256, 000	360, 900	444, 000
17	240, 100	257, 500	362, 300	445, 200
18	241, 900	258, 700	363, 700	446, 500
19	243, 700	259, 900	365, 200	447, 700
20	245, 400	261, 100	366, 600	449, 100
21	247, 100	262, 600	368, 000	450, 200
22	248, 500	263, 800	369, 400	451, 300
23	249, 800	265, 100	370, 700	452, 500
24	251, 100	266, 500	372, 000	453, 800
25	252, 400	267, 800	373, 200	455, 100
26	253, 500	269, 700	374, 600	456, 300
27	254, 600	271, 600	375, 800	457, 300
28	255, 700	273, 400	377, 000	458, 500
29	257, 000	275, 100	378, 300	459, 700
30	258, 300	277, 400	379, 500	460, 500

31	259, 500	279, 600	380, 700	461, 300
32	260, 700	281, 900	381, 800	462, 300
33	261, 900	284, 100	383, 000	463, 200
34	263, 100	286, 400	384, 200	463, 700
35	264, 300	288, 600	385, 400	464, 200
36	265, 500	290, 800	386, 500	464, 700
37	266, 800	292, 800	387, 700	465, 200
38	268, 000	294, 800	388, 900	
39	269, 200	296, 700	390, 100	
40	270, 400	298, 500	391, 200	
41	271, 700	300, 400	392, 400	
42	272, 800	302, 300	393, 600	
43	273, 900	304, 200	394, 800	
44	275, 000	305, 900	395, 900	
45	276, 100	307, 600	397, 100	
46	276, 900	309, 500	398, 300	
47	277, 700	311, 200	399, 500	
48	278, 500	312, 900	400, 700	
49	279, 200	314, 500	402, 000	
50	280, 100	316, 200	403, 300	
51	280, 800	318, 100	404, 500	
52	281, 500	319, 800	405, 700	

53	282, 300	321, 100	407, 000
54	283, 100	323, 100	408, 300
55	283, 900	324, 900	409, 300
56	284, 600	326, 600	410, 400
57	285, 400	328, 400	411, 700
58	286, 200	330, 300	412, 900
59	287, 000	332, 100	414, 100
60	287, 700	333, 800	415, 300
61	288, 300	335, 500	416, 500
62	289, 000	337, 400	417, 500
63	289, 800	339, 200	418, 800
64	290, 400	341, 000	420, 000
65	291, 100	342, 700	421, 300
66	291, 800	344, 000	422, 400
67	292, 500	345, 300	423, 500
68	293, 200	346, 700	424, 600
69	293, 900	348, 200	425, 700
70	294, 800	349, 700	426, 900
71	295, 500	351, 300	428, 100
72	296, 200	352, 800	429, 300
73	296, 700	354, 200	430, 000
74	297, 400	355, 800	430, 800
75	298, 100	357, 300	431, 500

76	298, 800	358, 800	432, 000
77	299, 400	360, 300	432, 300
78	300, 100	361, 800	432, 600
79	300, 700	363, 300	433, 000
80	301, 300	364, 900	433, 400
81	301, 900	366, 300	433, 700
82	302, 500	367, 600	434, 200
83	303, 100	369, 000	434, 500
84	303, 800	370, 200	434, 800
85	304, 300	371, 400	435, 100
86	304, 800	372, 600	435, 500
87	305, 300	373, 900	435, 800
88	305, 800	375, 000	436, 100
89	306, 200	376, 100	436, 400
90	306, 800	377, 200	436, 700
91	307, 300	378, 400	437, 000
92	307, 800	379, 500	437, 200
93	308, 200	380, 600	437, 400
94	308, 700	381, 800	
95	309, 200	383, 000	
96	309, 600	384, 100	
97	310, 000	385, 100	

定年前
 再任用
 短時間
 勤務学
 校職員
 以外の
 職員

98	310, 500	386, 100
99	311, 000	387, 000
100	311, 400	388, 000
101	311, 800	388, 800
102	312, 200	389, 800
103	312, 600	390, 700
104	313, 000	391, 600
105	313, 200	392, 500
106	313, 500	393, 400
107	313, 800	394, 300
108	314, 000	395, 200
109	314, 200	396, 000
110	314, 400	397, 100
111	314, 700	398, 000
112	315, 000	398, 900
113	315, 200	399, 500
114	315, 400	400, 400
115	315, 600	401, 300
116	315, 900	402, 300
117	316, 200	403, 100
118	316, 400	403, 800
119	316, 700	404, 600
120	317, 000	405, 400

143	416, 200			
144	416, 500			
145	416, 700			
146	417, 000			
147	417, 300			
148	417, 500			
149	417, 700			
150	418, 000			
151	418, 300			
152	418, 500			
153	418, 700			
154	419, 000			
155	419, 300			
156	419, 500			
157	419, 700			
定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円 234, 700	円 282, 000	円 337, 200	円 420, 900

(備考) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が

3級であるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれ

ぞれ加算した額とする。

(別表第4) (第5 関係)

学校栄養職給料表

職員の 区分	職務 の級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号	俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円	192,700	円 232,300	円 264,100	円 284,600	円 310,100
	2		194,800	233,700	265,300	285,500	311,600
	3		197,000	235,000	266,500	286,300	313,200
	4		199,100	236,300	267,600	287,100	314,700
	5		201,200	237,500	268,700	287,900	316,200
	6		203,200	238,700	269,500	288,700	317,700
	7		205,200	239,700	270,300	289,600	319,100
	8		207,100	240,700	271,200	290,300	320,500
	9		208,900	241,800	272,000	291,000	321,800
	10		210,900	243,100	272,800	291,700	323,300
	11		212,800	244,400	273,600	292,400	324,700
	12		215,000	245,700	274,400	293,200	326,100
	13		216,700	247,000	275,200	294,100	327,600
	14		218,700	248,400	276,100	294,900	329,200
	15		221,000	249,700	276,900	295,700	330,700
	16		223,100	250,900	277,700	296,400	332,300

17	225, 300	252, 200	278, 500	297, 100	333, 800
18	226, 400	253, 400	279, 300	298, 200	335, 400
19	227, 500	254, 600	280, 200	299, 400	337, 000
20	228, 600	255, 800	281, 000	300, 600	338, 500
21	229, 800	257, 000	281, 800	301, 800	340, 000
22	230, 700	257, 900	282, 600	303, 000	341, 700
23	231, 600	258, 700	283, 400	304, 300	343, 200
24	232, 500	259, 500	284, 200	305, 500	344, 700
25	233, 500	260, 300	285, 100	306, 700	346, 300
26	234, 400	261, 100	286, 000	307, 900	347, 900
27	235, 300	262, 000	286, 900	309, 200	349, 500
28	236, 200	262, 800	287, 700	310, 400	351, 100
29	237, 100	263, 600	288, 500	311, 600	352, 400
30	238, 100	264, 400	289, 500	312, 900	353, 900
31	239, 000	265, 200	290, 400	314, 000	355, 500
32	239, 900	266, 100	291, 200	315, 200	357, 000
33	240, 700	266, 900	292, 000	316, 500	358, 500
34	241, 500	267, 700	293, 100	317, 800	360, 100
35	242, 300	268, 400	294, 200	319, 000	361, 600
36	243, 200	269, 200	295, 200	320, 200	363, 000
37	244, 000	270, 100	296, 200	321, 400	364, 500
38	244, 800	271, 000	297, 300	322, 600	366, 100

39	245,600	271,800	298,300	323,800	367,600
40	246,400	272,600	299,400	325,000	369,200
41	247,000	273,400	300,400	326,200	370,400
42	247,700	274,200	301,400	327,600	371,500
43	248,300	275,000	302,400	328,900	372,700
44	248,800	275,900	303,500	330,100	373,900
45	249,300	276,600	304,500	331,000	374,900
46	249,900	277,400	305,700	332,300	375,700
47	250,400	278,200	306,800	333,500	376,700
48	250,800	279,000	307,900	334,700	377,800
49	251,200	279,700	309,100	335,800	378,900
50	251,700	280,600	310,200	336,900	379,900
51	252,300	281,300	311,300	337,900	380,900
52	252,800	282,000	312,400	338,800	381,800
53	253,100	282,700	313,600	339,700	382,600
54	253,400	283,400	314,700	340,800	383,500
55	253,700	284,100	315,800	341,800	384,400
56	254,000	284,900	316,900	342,700	385,200
57	254,300	285,600	318,000	343,200	385,700
58	254,600	286,300	319,000	344,100	386,500
59	254,900	287,000	320,000	344,800	387,300
60	255,200	287,600	321,000	345,800	388,200

定年前
再任用
短時間
勤務学
校職員
以外の
職員

61	255, 500	288, 200	322, 100	346, 500	388, 600
62	255, 800	288, 900	323, 100	346, 800	389, 300
63	256, 100	289, 700	324, 100	347, 300	390, 000
64	256, 400	290, 300	325, 000	347, 900	390, 600
65	256, 800	290, 900	325, 900	348, 500	391, 000
66	257, 100	291, 600	326, 800	349, 200	391, 500
67	257, 400	292, 300	327, 500	349, 900	392, 200
68	257, 700	292, 900	328, 200	350, 600	392, 800
69	258, 000	293, 500	328, 800	351, 300	393, 200
70	258, 300	294, 300	329, 500	351, 800	393, 700
71	258, 600	295, 000	330, 100	352, 400	394, 200
72	258, 800	295, 600	330, 700	353, 000	394, 700
73	259, 000	296, 200	331, 300	353, 300	395, 300
74	259, 300	296, 700	331, 600	353, 900	395, 800
75	259, 600	297, 100	332, 100	354, 400	396, 400
76	259, 800	297, 500	332, 600	355, 000	397, 100
77	260, 000	297, 900	333, 200	355, 500	397, 600
78	260, 300	298, 200	333, 700	356, 000	398, 100
79	260, 600	298, 500	334, 200	356, 500	398, 600
80	260, 800	298, 900	334, 600	356, 900	399, 100
81	261, 000	299, 200	335, 200	357, 200	399, 400
82	261, 300	299, 500	335, 700	357, 500	399, 900
83	261, 700	299, 800	336, 200	357, 700	400, 300

84	261, 900	300, 100	336, 700	358, 000	400, 700
85	262, 100	300, 300	337, 200	358, 500	401, 100
86		300, 500	337, 600	358, 800	401, 700
87		300, 700	337, 800	359, 100	402, 100
88		300, 900	338, 100	359, 500	402, 500
89		301, 300	338, 500	359, 900	402, 900
90		301, 500	338, 900	360, 200	403, 400
91		301, 700	339, 200	360, 500	403, 800
92		301, 900	339, 500	360, 800	404, 200
93		302, 300	339, 800	361, 200	404, 600
94		302, 500	340, 000	361, 500	
95		302, 700	340, 400	361, 800	
96		303, 000	340, 800	362, 100	
97		303, 300	341, 000	362, 400	
98		303, 600	341, 300	362, 800	
99		303, 800	341, 600	363, 200	
100		304, 100	341, 900	363, 600	
101		304, 400	342, 100	364, 200	
102		304, 600	342, 400	364, 600	
103		304, 800	342, 700	365, 000	
104		305, 100	342, 900	365, 400	
105		305, 400	343, 100	365, 900	

	106			343, 300		
	107			343, 700		
	108			343, 900		
	109			344, 100		
	110			344, 500		
	111			344, 900		
	112			345, 300		
	113			345, 600		
定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円
		197, 200	224, 400	253, 500	267, 400	293, 500

(別表第5) (第5条関係)

事務職給料表

職員の 区分	職務 の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 187, 500	円 235, 000	円 267, 000	円 293, 500	円 316, 500	円 342, 300
	2	188, 600	236, 500	268, 000	295, 200	318, 300	344, 200
	3	189, 800	238, 100	269, 000	296, 700	320, 000	346, 100

4	190, 900	239, 600	270, 000	298, 200	321, 500	347, 900
5	192, 100	241, 100	271, 100	299, 800	323, 000	349, 600
6	193, 800	242, 600	272, 100	301, 300	324, 300	351, 400
7	195, 400	244, 200	273, 100	302, 700	325, 600	353, 000
8	197, 100	245, 700	274, 100	304, 100	327, 000	354, 800
9	198, 700	247, 200	275, 100	305, 300	328, 300	356, 400
10	200, 400	248, 700	276, 200	306, 800	330, 100	358, 100
11	202, 100	250, 100	277, 200	308, 400	332, 000	359, 800
12	203, 700	251, 500	278, 200	309, 800	333, 700	361, 400
13	205, 400	252, 800	279, 200	311, 200	335, 400	362, 900
14	207, 100	254, 000	280, 300	312, 300	337, 200	364, 700
15	208, 800	255, 200	281, 300	313, 400	338, 900	366, 300
16	210, 600	256, 400	282, 400	314, 600	340, 600	367, 900
17	211, 900	257, 600	283, 400	315, 800	342, 300	369, 600
18	213, 500	258, 700	284, 800	317, 500	344, 000	371, 400
19	215, 200	259, 800	286, 100	319, 100	345, 800	372, 900
20	216, 700	260, 900	287, 300	320, 700	347, 400	374, 600
21	218, 200	262, 000	288, 600	322, 300	348, 900	376, 000
22	219, 900	263, 000	290, 000	323, 900	350, 600	377, 600
23	221, 500	264, 000	291, 200	325, 500	352, 200	379, 300
24	223, 100	265, 000	292, 400	327, 200	353, 700	380, 800
25	224, 800	266, 100	293, 500	328, 700	355, 200	382, 800

26	226, 500	267, 000	294, 800	330, 400	356, 900	384, 700
27	227, 800	267, 900	296, 100	332, 100	358, 500	386, 600
28	229, 200	268, 800	297, 400	333, 700	360, 200	388, 500
29	230, 500	269, 600	298, 800	335, 100	361, 400	390, 000
30	231, 600	270, 400	299, 800	336, 900	362, 900	391, 800
31	232, 700	271, 300	300, 800	338, 600	364, 500	393, 600
32	233, 900	272, 100	301, 900	340, 200	366, 000	395, 200
33	235, 000	272, 800	303, 000	341, 500	367, 700	397, 000
34	236, 100	273, 600	304, 300	343, 400	369, 600	398, 400
35	237, 200	274, 400	305, 400	345, 100	371, 300	399, 800
36	238, 400	275, 100	306, 600	346, 800	373, 000	401, 200
37	239, 500	275, 900	307, 800	348, 300	374, 500	402, 700
38	240, 500	276, 700	309, 200	349, 900	375, 800	403, 900
39	241, 500	277, 500	310, 500	351, 600	377, 000	405, 100
40	242, 400	278, 200	311, 800	353, 200	378, 500	406, 200
41	243, 400	278, 900	313, 200	355, 000	379, 600	407, 300
42	244, 300	279, 700	314, 500	356, 800	380, 500	408, 500
43	245, 100	280, 600	315, 800	358, 600	381, 500	409, 600
44	245, 900	281, 300	317, 100	360, 500	382, 600	410, 800
45	246, 600	282, 000	318, 500	362, 000	383, 500	411, 500
46	247, 200	282, 700	319, 800	363, 400	384, 400	412, 200
47	247, 900	283, 400	321, 100	364, 900	385, 300	412, 900
48	248, 500	284, 100	322, 300	366, 300	386, 100	413, 600

71	257, 000	298, 600	344, 800	383, 900	400, 300	421, 300
72	257, 300	299, 300	345, 500	384, 500	400, 900	421, 500
73	257, 600	299, 800	346, 000	384, 800	401, 200	421, 700
74	257, 900	300, 300	346, 600	385, 400	401, 700	422, 000
75	258, 200	300, 700	347, 100	386, 100	402, 100	422, 300
76	258, 500	301, 000	347, 700	386, 700	402, 500	422, 500
77	258, 800	301, 200	348, 000	387, 100	402, 800	422, 700
78	259, 100	301, 500	348, 500	387, 700	403, 100	423, 000
79	259, 400	301, 700	348, 900	388, 300	403, 400	423, 300
80	259, 700	302, 000	349, 300	388, 800	403, 600	423, 500
81	260, 000	302, 200	349, 700	389, 300	403, 800	423, 700
82	260, 300	302, 400	350, 300	389, 900	404, 100	424, 000
83	260, 600	302, 700	350, 800	390, 400	404, 400	424, 300
84	260, 900	302, 900	351, 300	390, 700	404, 600	424, 500
85	261, 200	303, 200	351, 600	391, 100	404, 800	424, 800
86	261, 600	303, 600	352, 000	391, 600	405, 100	
87	261, 900	303, 900	352, 400	392, 000	405, 400	
88	262, 200	304, 200	352, 800	392, 500	405, 600	
89	262, 500	304, 500	353, 100	392, 900	405, 800	
90	262, 800	304, 800	353, 500	393, 400	406, 200	
91	263, 100	305, 100	353, 900	393, 800	406, 500	
92	263, 400	305, 500	354, 300	394, 200	406, 700	

93	263, 700	305, 700	354, 500	394, 500	406, 900
94		305, 900	355, 000	395, 000	
95		306, 200	355, 400	395, 400	
96		306, 600	355, 800	395, 800	
97		306, 800	356, 000	396, 100	
98		307, 100	356, 400	396, 600	
99		307, 500	356, 800	397, 100	
100		307, 900	357, 100	397, 500	
101		308, 200	357, 400	397, 800	
102		308, 500	357, 800		
103		308, 800	358, 200		
104		309, 100	358, 600		
105		309, 300	359, 100		
106		309, 600	359, 600		
107		309, 900	360, 000		
108		310, 200	360, 400		
109		310, 400	360, 900		
110		310, 800	361, 300		
111		311, 200	361, 600		
112		311, 500	361, 900		
113		311, 700	362, 400		
114		311, 900			
115		312, 200			

	116	312, 600				
	117	312, 900				
	118	313, 100				
	119	313, 400				
	120	313, 700				
	121	314, 100				
	122	314, 300				
	123	314, 600				
	124	314, 900				
	125	315, 200				
定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円
		196, 200	224, 300	265, 600	285, 800	301, 300
						327, 600

別表第7を次のように改める。

(別表第7) 削除

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例別表第1から別表第5までの規定は、令和6年4月1日から適用する。

(実施規定)

2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(給与の内払)

3 この条例による改正前の長野県学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて、令和6年4月1日以後の分として学校職員に支払われた給与は、この条例による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

全 議 員 様

長野県議会議長 山 岸 喜 昭

令和7年1月臨時会において説明のため
議会へ出席を要求した者の氏名について

議会へ出席を要求した者の氏名は、下記のとおりです。

記

知 事	阿 部 守 一
副 知 事	関 昇 一 郎
危機管理監兼危機管理部長	前 沢 直 隆
企画振興部長	中 村 徹
企画振興部交通政策局長	小 林 真 人
総 務 部 長	渡 辺 高 秀
県 民 文 化 部 長	直 江 崇
県民文化部こども若者局長	高 橋 寿 明
健 康 福 祉 部 長	笹 渕 美 香
環 境 部 長	諏 訪 孝 治
産 業 労 働 部 長	田 中 達 也
産業労働部営業局長	合 津 俊 雄
観光スポーツ部長	加 藤 浩
農 政 部 長	小 林 茂 樹
林 務 部 長	須 藤 俊 一
建 設 部 長	新 田 恭 士
建設部リニア整備推進局長	室 賀 莊 一 郎
会計管理者兼会計局長	尾 島 信 久
公営企業管理者 公企業局長事務取扱	吉 沢 正
財 政 課 長	新 納 範 久
教 育 長	武 田 育 夫
教 育 次 長	米 沢 一 馬
教 育 次 長	曾 根 原 好 彦
警 察 本 部 長	鈴 木 達 也
警 務 部 長	長 瀬 悠
監 査 委 員	増 田 隆 志

(写)

6 監査第 4－9 号
令和 6 年(2024年)12月16日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県監査委員 増 田 隆 志

現金出納検査の結果について

令和 6 年11月28日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第 67号）第235条の 2 第 3 項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

記

1 会計局所管関係

令和 6 年10月31日現在の令和 6 年度10月分の一般会計及び公債費ほか10特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙 1 のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16機関で885,000円であった。

2 企業局所管関係

令和 6 年10月31日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙 2 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

3 環境部所管関係

令和 6 年10月31日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙 3 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

4 健康福祉部所管関係

令和 6 年10月31日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙 4 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(写)

6 監査第 4－10号
令和 7 年(2025年) 1 月 8 日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県監査委員 増 田 隆 志

現金出納検査の結果について

令和 6 年12月27日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第 67号）第235条の 2 第 3 項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

記

1 会計局所管関係

令和 6 年11月30日現在の令和 6 年度11月分の一般会計及び公債費ほか10特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙 1 のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16機関で885, 000円であった。

2 企業局所管関係

令和 6 年11月30日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙 2 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

3 環境部所管関係

令和 6 年11月30日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙 3 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

4 健康福祉部所管関係

令和 6 年11月30日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙 4 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(写)

6 人委第 287 号
令和 7 年(2025 年) 1 月 17 日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県人事委員会委員長 青 木 悟

意見聴取について（令和 7 年 1 月 17 日付け 6 議議第 106 号に対する回答）

下記の条例案については、異存ありません。

記

第 7 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第 8 号 長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第 9 号 長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

県民文化健康福祉委員会審査報告書

令和7年1月17日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

県民文化健康福祉委員長 小 山 仁 志

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

第 1 号 令和6年度長野県一般会計補正予算（第5号）案中

第1条 「第1表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 2 款 総 務 費

第9項 生活文化費

第 3 款 民 生 費

第 4 款 衛 生 費

第 11 款 教 育 費

第1項 教育総務費の一部

第6項 大学費

第2条 「第2表 繰越明許費補正」中の一部

第 3 号 令和6年度長野県総合リハビリテーション事業会計補正予算
（第2号）案

産業観光企業委員会審査報告書

令和7年1月17日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

産業観光企業委員長 宮 下 克 彦

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

第 1 号 令和6年度長野県一般会計補正予算（第5号）案中

第1条 「第1表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 5 款 労 働 費

第 8 款 商 工 費

第 11 款 教 育 費

第1項 教育総務費の一部

第2条 「第2表 繰越明許費補正」中の一部

第 5 号 令和6年度長野県電気事業会計補正予算（第1号）案

第 6 号 令和6年度長野県水道事業会計補正予算（第1号）案

農 政 林 務 委 員 会 審 査 報 告 書

令和 7 年 1 月 17 日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

農政林務委員長 中 川 博 司

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 5 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 7 款 農林水産業費

第 2 条 「第 2 表 繰越明許費補正」中の一部

第 3 条 債務負担行為の補正中の一部

第 2 号 令和 6 年度長野県県営林経営費特別会計補正予算（第 1 号）案

危機管理建設委員会審査報告書

令和7年1月17日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

危機管理建設委員長 大 畑 俊 隆

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

第 1 号 令和6年度長野県一般会計補正予算（第5号）案中

第1条 「第1表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 2 款 総 務 費

第6項 防災費

第 9 款 土 木 費

第2条 「第2表 繰越明許費補正」中の一部

第3条 「第3表 債務負担行為補正」中の一部

環境文教委員会審査報告書

令和7年1月17日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

環境文教委員長 花 岡 賢 一

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

第 1 号 令和6年度長野県一般会計補正予算（第5号）案中

第1条 「第1表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 6 款 環 境 費

第 11 款 教 育 費

第 1 項 教育総務費の一部

第 2 項 小学校費

第 3 項 中学校費

第 4 項 特別支援学校費

第 5 項 高等学校費

第 7 項 社会教育費

第 8 項 保健体育費

第 2 条 「第 2 表 繰越明許費補正」中の一部

第 4 号 令和6年度長野県流域下水道事業会計補正予算（第1号）案

第 9 号 長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

総務企画警察委員会審査報告書

令和7年1月17日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

総務企画警察委員長 寺 沢 功 希

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

第 1 号 令和6年度長野県一般会計補正予算（第5号）案中

第1条 歳入歳出予算の補正中

歳 入 全 部

歳 出

第 1 款 議 会 費

第 2 款 総 務 費

第 1 項 総務管理費

第 2 項 企画費

第 3 項 徴税費

第11項 人事委員会費

第12項 監査委員費

第 10 款 警 察 費

第 2 条 繰越明許費の補正中の一部

第 4 条 地方債の補正

第 7 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第 8 号 長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案